

令和6年度 第6回 丹波市スポーツ推進審議会 次第

日時：令和6年12月10日（火）19：30～
場所：春日住民センター 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（1）第5回丹波市スポーツ推進審議会議事録について【資料1】

（2）パブリックコメントの実施について 【資料2】 【資料2-1】 【資料2-2】

4 議 事

（1）第2次丹波市スポーツ推進計画（案）について 【資料3】

5 そ の 他

（1）今後のスケジュールについて

・第7回審議会

と き：令和7年2月4日（火）19時30分～

ところ：春日住民センター 大会議室

内 容：第2次丹波市スポーツ推進計画について

・予備日

と き：令和7年2月12日（水）19時30分～

ところ：春日住民センター 研修室

6 閉 会

第2次丹波市スポーツ推進計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)要領

1 案件

第2次丹波市スポーツ推進計画(案)

2 趣旨

本市において、スポーツを取り巻く様々な社会状況の変化、市民のニーズ等を踏まえながら、いつでも、どこでも、だれもがスポーツに親しめる環境を整え、人と人とのつながり、ささえあう魅力あるまちづくりを目指して「第2次丹波市スポーツ推進計画」を策定します。

今回、この計画案について、広く市民の皆さまにご意見を伺うため意見公募を行います。

3 募集期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)午後5時(必着)

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者
- (4) 丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱(平成30年丹波市告示第186号)の規定に基づき登録された者
- (5) 意見等を求める事項に関し利害関係を有する者

5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) まちづくり部文化・スポーツ課(春日住民センター内)
- (3) 本庁舎
- (4) 本庁第2庁舎
- (5) 各支所
- (6) 健康センターミルネ
- (7) 各住民センター、ライフピアいちじま、
- (8) 市民プラザ(丹波ゆめタウン2F)

6 意見の提出方法

「意見票」に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参：上記の閲覧場所に設置の意見箱に投函
- (2) 郵 送：〒669-4192 丹波市春日町黒井496-2

まちづくり部 文化・スポーツ課 スポーツ推進係 宛

- (3) F A X：0795-74-2855 (※電話は不可)
- (4) 電子メール：bunka.sports@city.tamba.lg.jp
- (5) ホームページ：右の二次元コードから



(二次元コード)

7 意見の公表等

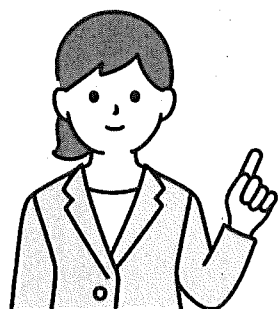
- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答としてとりまとめ、市ホームページで公表します。(公表を希望されない場合を除く。)
- (2) 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容(住所、氏名等の個人情報等)は公表しません。('丹波市パブリックコメント手続実施要綱'により適正に取り扱います。)

8 問合せ先

丹波市まちづくり部文化・スポーツ課スポーツ推進係 電話：0795-88-5057

あなたの意見を

きかせてください

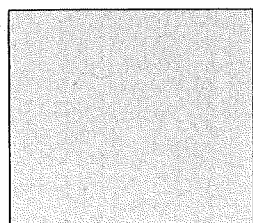
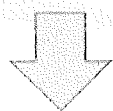


丹波市では、いつでも、どこでも、だれもがスポーツに親しめる環境を整え、人と人とがつながり、ささえあう魅力あるまちづくりをめざして

「第2次丹波市スポーツ推進計画」をつくります。

この計画案について、あなたの意見をきかせてください。

詳しいことは市のホームページを確認してください



第2次丹波市スポーツ推進計画(案)への意見・提案

丹波市 まちづくり部 文化・スポーツ課 スポーツ推進係 宛

名 前 (法人名など)			
住 所 (所在地)	〒 —	電話番号	
意見する人の 区分	いずれかにチェック ☒ をしてください。 ☐ (1) 丹波市に住所がある人 ☐ (2) 丹波市に事務所または事業所がある人、法人など ☐ (3) 丹波市にある会社、学校に通っている人 ☐ (4) 丹波市ふるさと住民登録者など		
意見・提案の 公表	ご意見・ご提案は、市の考え方とともにホームページで公表する予定です。 公表に関して、いずれかにチェック ☒ をしてください。 ☐ 希望する ☐ 希望しない		

※公表する時は、ご意見・ご提案以外の名前、住所などの個人情報は 公表しません。

記入方法

- ①「A」欄には、計画書のどの部分へのご意見・ご提案か、どのページか分かるように書いてください。
 ②「B」欄には、あなたの意見などを書いてください。

A(該当箇所)	B(ご意見・ご提案)
【記入例】 (40)ページ ☐ 22 行目	【記入例】 ニューススポーツのなかに、「スポーツチャンバラ」も加えてほしい。
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	

※意見を集める期間:2024年12月20日(金曜日)から2025年1月20日(月曜日)まで

必ず、2025年1月20日(月曜日)までに意見が届くように出してください

※ご意見・ご提案の内容は、パブリックコメントの目的以外には使いません。

※いただいたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いません。

提出方法

- ・意見票を持っていく場合
丹波市まちづくり部文化・スポーツ課スポーツ推進係（春日住民センター内）、
本庁舎、本庁第2庁舎、各支所・住民センター、ライフピアいちじま、
健康センターミルネ、市民プラザの窓口においている意見箱へ出してください。
- ・郵送する場合
〒669-4192 丹波市春日町黒井 496-2
丹波市まちづくり部文化・スポーツ課スポーツ推進係 宛 に出してください。
- ・FAXで出す場合： 0795-74-2855 ※電話では出せません
- ・電子メールで出す場合： bunka.sports@city.tamba.lg.jp
- ・インターネットから出す場合：右の回答フォーム(二次元コード)から回答できます。

かいとう
回答フォーム



詳しい内容は、「第2次丹波市スポーツ推進計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)要領」をご覧ください。

【資料3】

第2次丹波市スポーツ推進計画（案）

令和7（2025）年〇月

丹波市

— 目次 —

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3

第2章 丹波市のスポーツの現状と課題

1. 近年の社会状況	4
2. 市民アンケートの実施状況	7
3. 主なスポーツ組織の現状	17
4. スポーツ施設の現状	20
5. 丹波市のスポーツに関する課題	23

第3章 丹波市のスポーツ推進の目標

1. 計画の目的	29
2. 基本理念	30
3. 基本目標	30
4. 計画の数値目標	31

第4章 丹波市のスポーツ推進の基本的方向

1. スポーツ推進の基本的方向	32
2. スポーツ環境の充実に向けた基本施策	32
3. スポーツ推進施策の体系	34

第5章 計画の推進方策

1. 推進体制と進行管理	48
--------------------	----

参考資料

1. 丹波市スポーツ推進計画の策定経過	49
2. 丹波市スポーツ推進審議会条例	50
3. 丹波市スポーツ推進審議会委員名簿	52
4. 諮問	53
5. 答申	54

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

スポーツは、身体的・精神的に大きな影響を与える文化の一つで、人生をより豊かに充実させるものです。スポーツを行うことによって得られる爽快感、達成感、他者との連帯感などは、スポーツを行った瞬間だけでなく、広く日常生活においても精神的な充足をもたらします。スポーツにふれることは、喜びや楽しみなどの満足感をもたらす、明日への活力を生むなど心身の発育・発達や健康なライフスタイルを形成するうえで、必要不可欠な要素となっています。

国においては、社会の現状や国際的な環境変化等を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、平成 23（2011）年に「スポーツ振興法」（昭和 36 年法律第 141 号）が 50 年ぶりに全面改正され、新たに「スポーツ基本法」（平成 23 年法律第 78 号）が制定されました。スポーツ基本法では、スポーツを通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとし、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

スポーツ基本法の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、東京五輪、パラリンピック開催が決まったことをきっかけとして、スポーツ行政の総合的な推進母体となるスポーツ庁が平成 27（2015）年に発足しました。

国は、スポーツ基本法に基づき、令和 4（2022）年 3 月にスポーツ推進の具体的な方向性を示す「第 3 期スポーツ基本計画」を策定しました。また、兵庫県においては、令和 4（2022）年に国の計画を参酌して「第 2 期兵庫県スポーツ推進計画」を策定しました。

このような状況から、丹波市（以下「本市」という。）においても今回、スポーツを取り巻く様々な社会状況の変化等を踏まえながら、「第 2 次丹波市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）の策定を行うものです。そして、市民の競技スポーツから生涯スポーツ並びにユニバーサルスポーツに至るまで、市民の「する・みる・ささえる」スポーツへの関心を一層高めて、スポーツに親しむ機会の充実によりウェルビーイング*を実現し、新しい地域スポーツが育まれるより良い社会の形成をめざします。

(2) スポーツ推進とSDGsの関係

平成 27 (2015) 年に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が掲げられました。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さないこと」を誓っています。また、SDGs は経済、社会等包括的な地域課題の解決に貢献する考え方であり、スポーツ分野でもこれらの課題の解決に資することができます。

運動・スポーツは、健康等の様々な分野で SDGs の達成に寄与する活動と考えられており、本計画では、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の 7 つの目標達成に向けて施策を推進します。



出典：国際連合広報センター

(3) スポーツの定義

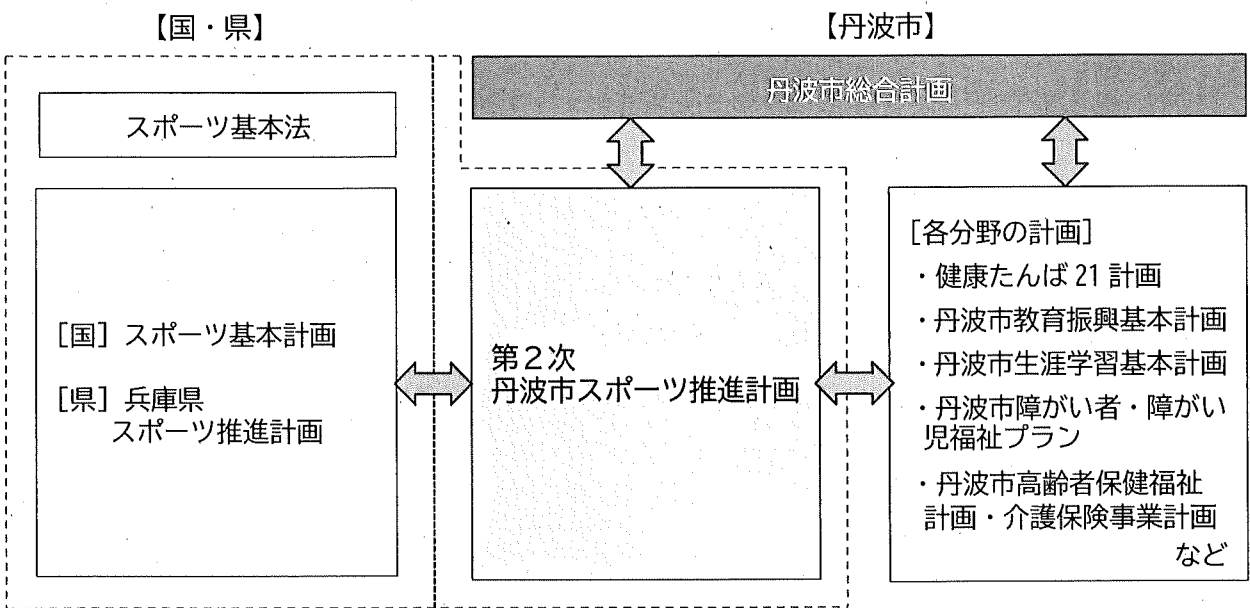
スポーツ基本法では、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をスポーツとしています。

本計画における「スポーツ」とは、記録や勝敗を決めるための「ルール」が決められている運動・競技だけではなく、ウォーキングやジョギングなど、健康や個人の楽しみのために体を動かす運動なども含むものとし、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものと定義します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」や県の「第2期兵庫県スポーツ推進計画」を踏まえるとともに、本市のめざすべき将来の姿と進むべき方向性を示す「第3次丹波市総合計画」との整合を図ります。

また、関連する「健康たんば21計画」「丹波市教育振興基本計画」「丹波市生涯学習基本計画」「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」「丹波市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「その他の関連計画」との整合も図っていきます。



3. 計画の期間

第2次丹波市スポーツ推進計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とし、スポーツを取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗により、必要に応じて見直します。

R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R13 (2031) 年度	R16 (2034) 年度
(国) 第3期スポーツ基本計画						
(県) 第2期兵庫県スポーツ推進計画						
丹波市スポーツ推進計画 H27 (2015) 年度～			第2次丹波市スポーツ推進計画			

第2章 丹波市のスポーツの現状と課題

1. 近年の社会状況

(1) 少子高齢化の一層の進行

日本では少子高齢社会が到来して久しく、「超」少子高齢社会となっています。平均寿命の伸びと出生率の低下などにより、日本の人口構成は、平成2（1990）年では65歳以上の高齢者の割合がおよそ4人に1人(28.0%)を超えました。

本市でも、平成2（1990）年の国勢調査における高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)が35.1%となっており、すでに3人に1人が高齢者となっています。さらに、同年の国勢調査では本市の生産年齢(15歳～64歳)人口は52.8%で、全国平均(57.8%)や兵庫県平均(56.3%)と比較しても低くなっています。

また、少子化の進行に伴う小・中学校の統合の実施・検討が進められているなか、地域スポーツに係る組織の新しい活動が期待されます。

本市内の小中学校統合の経過

平成29（2017）年	令和5（2023）年	令和6（2024）年
青垣地域4小学校が統合	山南地域2中学校が統合 市島地域2小学校が統合	市島地域2小学校が統合

(2) 健康意識の高まり

少子高齢化による国民の医療費負担増加等に伴い、医療費低減に向けた病気の未然防止や生活習慣病対策など、健康の維持に対する意識が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式等による感染症対策が日常的なものとなるなど、大きな意識の変化を余儀なくされました。

インターネットからは多種多様なスポーツ動画の視聴が可能となり、テレビ・ラジオでは健康関連番組・特集が盛んになるなど、だれもが気軽に健康・スポーツに関する情報を得ることができるようになり、より多くの人々が健康・スポーツに関する情報に触れる機会が増えているなど、健康に対する興味・意識が高まっています。

(3) 人間関係・地域コミュニティの希薄化

地域社会における人々のつながりが希薄化するなか、長期的な社会経済情勢の停滞も相まってひきこもりの問題等が顕在化しています。

そのような状況のなか、人とのつながりをできる限り気軽に再構築していく場や機会の提供も大切であり、スポーツがその一翼を担うことが期待されます。地域の人々がスポ

ーツを通して交流することで、新しい人間関係を築き、地域の活力を醸成し、地域コミュニティの再生につなげていくことが求められます。

(4) デジタル化の推進

デジタル化の進展・浸透が進むなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、いつでも、どこでも、だれもが気軽に行えるスポーツ活動に対する需要が高まっています。

本市では、DX*を導入することで、バーチャル高校野球*の観戦、施設利用申請、電子マネーなどの支払いができるようになりました。

また、スポーツに関するデータの集約・解析、AI*・VR*等の先端技術を活用したスポーツ医科学の研究といった分野においても、更なる有効活用が望まれます。

(5) ライフスタイルの多様化

ライフスタイルの多様化が進行するなか、労働者に関しては「働き方改革」や「ワークライフバランス*」等の取組を国が主導して進めてきました。その結果、多様な働き方が可能となり、時間的に余裕ができて、若い世代は家事、子育てに時間を要するため、日常生活において、容易にスポーツや運動を楽しめるような取組が必要です。

一方、「人生100年時代」とも言われる長寿社会の進展により、退職後、子育ても終わり、時間に余裕ができた高齢者のライフスタイルも多岐にわたっています。そのなかでは、特に健康を念頭に置いたスポーツ・運動・体操を取り入れることが望まれます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、国が「新しい生活様式」を提唱する等、ライフスタイルの多様化は拡大の一途をたどっています。

(6) ユニバーサル社会の推進

「誰一人として取り残さない」ことを理念とするSDGsの重要性が高まるなか、だれもが地域社会の一員としてささえあうなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会を実現することはますます優先度を増しています。

高齢者や女性の社会参加支援、障がいのある人の自立と社会参加の支援等が進められているところですが、今後もユニバーサル社会の推進に向けた取組を継続的に進めていくことが必要とされています。

(7) 分野を超えた相互的、総合的な動きの広がり

スポーツ庁のホームページではスポーツツーリズム*について、「スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくりにおいて重要な要素の一つである。」と記されています。

全国においては、スポーツと観光を融合した大規模マラソン大会が、一大イベントとしてにぎわっているほか、女子サッカーやプロ野球独立リーグなどのプロスポーツチームを誘致し、その土地の観光資源とスポーツを融合したまちづくり“スポーツツーリズム”が根付いてきています。

本市においても、「全国高等学校女子硬式野球選手権大会」の開催などの資源を有しており、全国から来場者が集まるなど広がりを見せており、分野を超えたイベントを目指さなければなりません。

2. 市民アンケートの実施状況

令和6（2024）年3月に「丹波市スポーツ推進計画アンケート調査」を実施しました。その結果から丹波市民のスポーツ・運動の実施状況や課題を分析しました。

-アンケート実施概要-

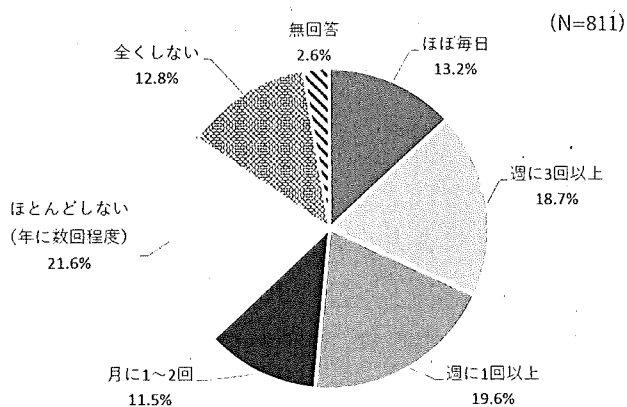
- 調査の対象 : 本市に在住の18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
- 調査方法 : 郵送による配布・回収
- 調査期間 : 令和6（2024）年3月15日発送、4月5日締切
- 配布・回収状況 : 配布数2,000、回収数・集計数811、回収率40.6%
- 留意点 :
 - ・回答比率は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問についても、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
 - ・図表中のNとは、回答者総数（または該当設問での該当者数）を表しています。
 - ・設問指示に従わない回答（例：単一回答で複数の選択肢を回答）は、集計から除外しています。
 - ・前回の結果…平成27（2015）年1月実施のアンケート

（1）市民のスポーツ実施状況

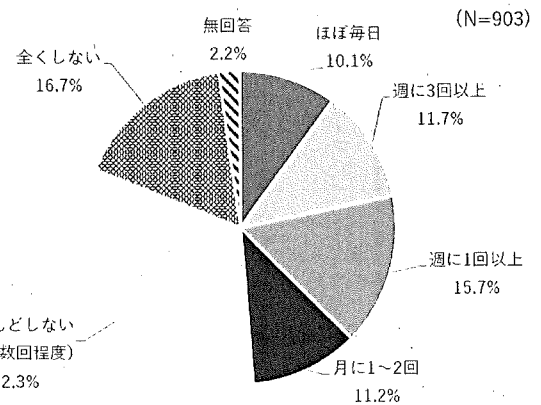
（ア）5割以上の人が、スポーツ・運動を行っています

1年間に「週1日以上スポーツ・運動を行った人」の割合は51.5%となり、この10年間で14ポイント上昇し、スポーツをする人の割合が増加していることが分かります。

年代別では、80代が62.4%、70代が59.4%、60代は52.5%と、60代以上のスポーツ・運動実施率は5割以上となっていました。他の年代は30代の25.7%のみ、3割を下回っています。



スポーツ・運動の実施頻度



（前回の結果）

(イ) ウォーキングが最も盛んです

現在行っているスポーツ・運動として最も盛んなものは「ウォーキング・散歩」で59.1%となっています。「百歳体操・健康体操」が18.7%、「ラジオ体操・テレビ体操」が16.3%と続いています。

平成27(2015)年に実施したアンケート結果と比較すると「百歳体操・健康体操」や「ストレッチ・柔軟運動」の割合が増加しており、相対的に個人でも行うことができる種目が、団体や施設を利用した種目より盛んであることが読み取れます。

行っているスポーツ・運動

順位	種目
1位	ウォーキング・散歩 (59.1%)
2位	百歳体操・健康体操 (18.7%)
3位	ラジオ体操・テレビ体操 (16.3%)
4位	ストレッチ・柔軟運動 (12.7%)
5位	グラウンドゴルフ・ゲートボール (7.9%)

(前回の結果)

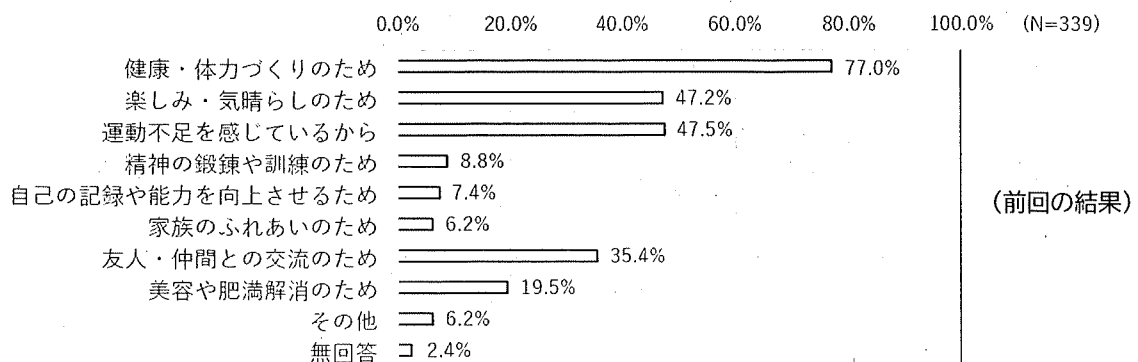
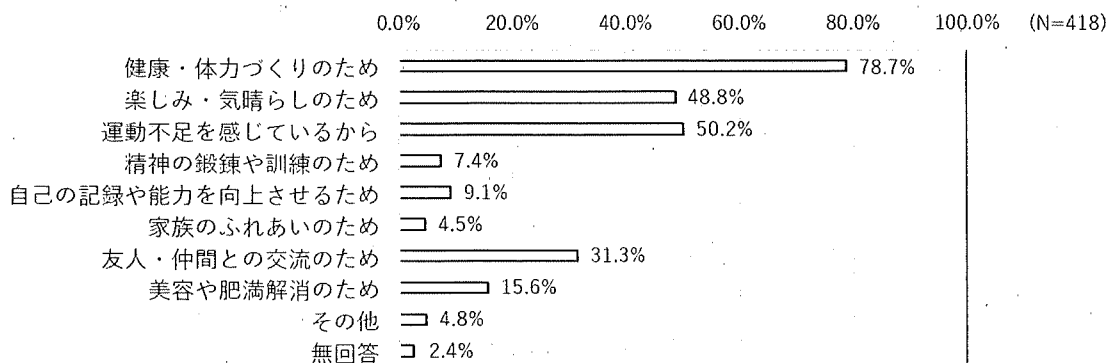
順位	種目
1位	ウォーキング (56.6%)
2位	グラウンド・ゴルフ (15.6%)
3位	ランニング (13.0%)
4位	ラジオ体操 (7.1%)
5位	ゴルフ (6.2%)

(ウ) 健康志向からスポーツ・運動を行っています

スポーツ・運動を行う目的として、「健康・体力づくりのため」が78.7%で最も多くなっています。次に「運動不足を感じているから」が50.2%と続いており、健康志向の高さがうかがえます。その他、「楽しみ・気晴らしのため」(48.8%)、「友人・仲間との交流のため」(31.3%)も多く挙げられています。

平成27(2015)年に実施したアンケート結果と比べ、回答の傾向に大きな変化はありません。

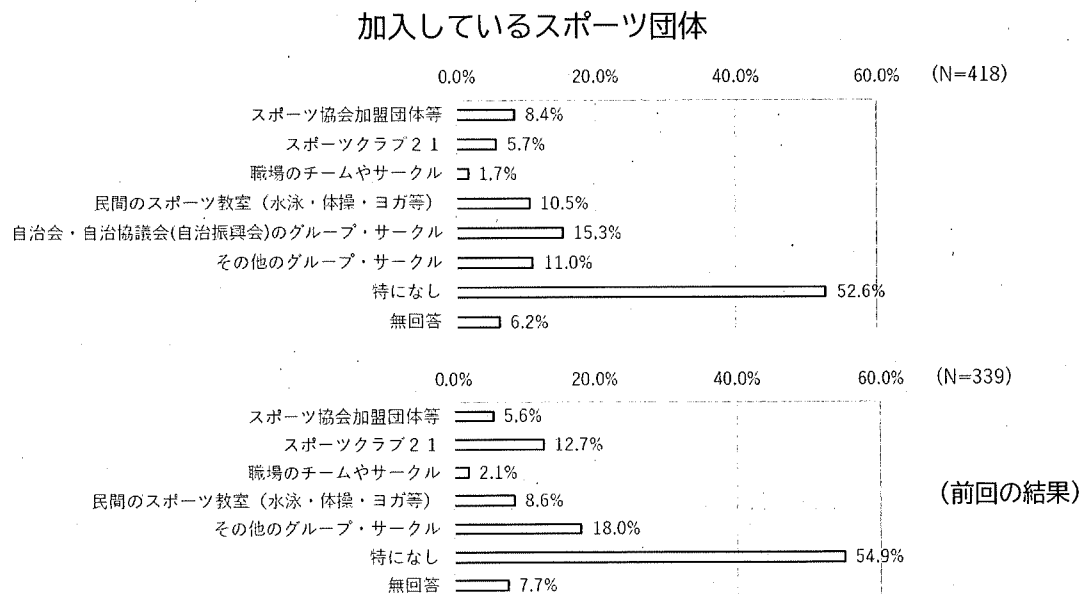
スポーツ・運動を行う目的



(エ)「週1日以上スポーツ・運動を行った人」のうちの半数以上は、スポーツ団体に加入していません

「週1日以上スポーツ・運動を行った人」のうち52.6%の人は、加入しているスポーツ団体は「特になし」と回答しています。

その理由として、「団体に加入する必要があるから」(42.7%)が最も多く、特に60代以上の年齢層で多く選択されています。次に、「時間が合わないから」(28.2%)が多く、これは50代以下で回答割合が高い傾向が見られます。

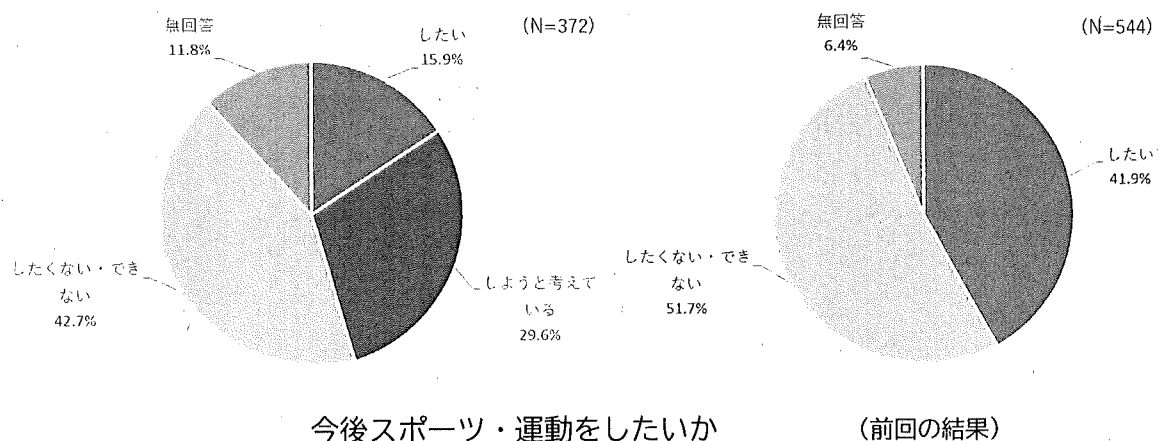


(オ) 今後もスポーツ・運動を「したくない・できない」人が約4割となっています

現在スポーツ・運動を「不定期に行っている、あるいはしていない人」の42.7%が、今後もスポーツ・運動を「したくない・できない」と回答しています。

年代別にみると、ほとんどの年代において「したくない・できない」の方が多くなっています。

「したくない・できない」理由として、病気や体力、年齢など体の問題や、時間がないということが多く挙げられています。



(カ) 今後行ってみたいスポーツ・運動としても、ウォーキング・散歩が人気です

今後行ってみたいスポーツ・運動については、「ウォーキング・散歩」(56.8%)が最も人気があり、次いで「ストレッチ・柔軟運動」(7.2%)となっています。

平成 27 (2015) 年実施のアンケートでは上位にあったテニスやグラウンドゴルフについては回答割合の低下が著しく、これに変わってウォーキングをはじめとする1人でもできるスポーツ・運動の回答割合が増加しています。このことから、個人志向の傾向が強くなってきていることが分かります。

行ってみたいスポーツ・運動

順位	種目
1位	ウォーキング・散歩 (56.8%)
2位	ストレッチ・柔軟運動 (7.2%)
3位	ヨガ (6.9%)
4位	登山 (4.8%)
5位	水泳・プールウォーキング・水中運動 (4.5%)

(前回の結果)

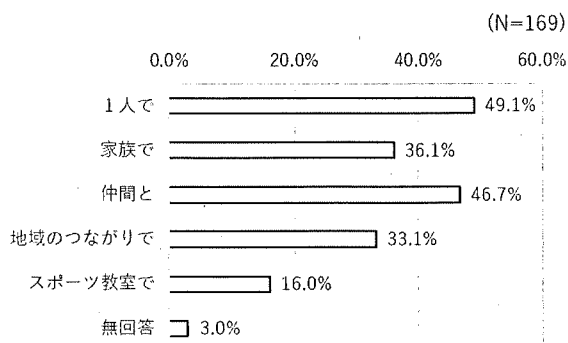
順位	種目
1位	ウォーキング (26.3%)
2位	テニス (15.4%)
3位	ヨガ (13.2%)
4位	水泳 (11.8%)
5位	グラウンドゴルフ (10.5%)

(キ) 仲間とスポーツ・運動を行うことも希望しています

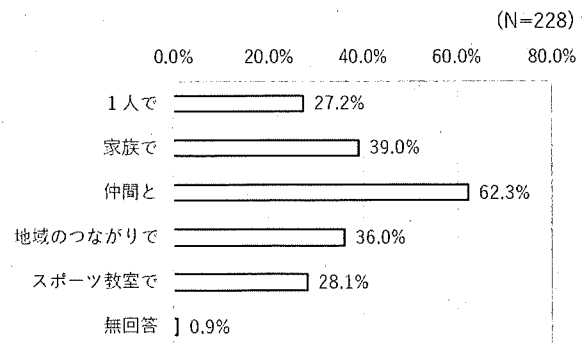
スポーツ・運動を行う環境の希望としては、「1人で」が最も多く 49.1%となり、次いで「仲間と」が 46.7%となっています。個人でも行うことができるスポーツ・運動が盛んですが、一方で仲間と行いたいという希望が多いこともうかがえます。

平成 27 (2015) 年実施のアンケートでは、「仲間と」が 62.3%で最も多く、「1人で」は 27.2%でした。これらのことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もきっかけの一つとなり、1人でもスポーツ・運動を行う傾向が高まっているとともに、今後も人と接する機会が減り、人々の交流が希薄化していくことが懸念されます。

希望するスポーツ・運動を行う環境



(前回の結果)



(ク) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあまりなかった又は一時的であったと考えられます

新型コロナウイルス感染症拡大によるスポーツや運動の実施に対する影響については、「影響なし」が59.9%と最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症拡大時は一時的にスポーツ・運動をしなくなったが、今は新型コロナウイルス感染症拡大前に戻った」が15.2%となっています。このことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあまりなかった、又は一時的であったと考えられます。

(ケ) 6割を超える人が、観る・応援するスポーツに関心を持っています

スポーツを観る・応援することに「関心がある」と回答した人の割合は61.2%となっており、「関心はない」と回答した人の割合10.7%を大きく上回ったことから、総じて観る・応援するスポーツへの関心が高い人が多いといえます。

観る・応援するスポーツとの関わり方としては、「インターネット・テレビ・ラジオ等で観戦・応援する」(73.1%)が最も多く、直接スポーツ会場などへ行って観戦・応援に行く人は少数となっています。

(コ) 約9割の人が、ボランティア活動に「参加したことがない」と回答しています

スポーツイベントやスポーツ団体の運営などにボランティアとして参加したことが「ない」が87.8%であり、「ある」の8.8%を大きく上回っています。

スポーツに限らず、ボランティア活動に参加しない大きな理由の一つとして「ボランティアに関する情報が無い、どのように関わったら良いかが分からない」ことが挙げられます。そのため、ボランティア活動のPRやきっかけづくり、関わり方等についての広報活動の強化が必要と考えられます。

参加したボランティア活動としては「イベントの運営や補助」が最も多く、54.9%となっています。

(サ) 約7割の人が、丹波市スポーツの日のイベントに「参加したことはない」と回答しています

丹波市スポーツの日のイベントに「参加したことはない」が69.2%であり、「参加した」の4.9%を大きく上回っています。

平成27(2015)年実施のアンケートでは「参加した」との回答が23.5%でしたが、今回、大きく減少しているため、その要因を明確にして改善を図っていくことが必要です。また、この結果を踏まえ、今後は広報・PR活動の強化やイベント開催内容の検討に取り組むことが望まれます。

(シ) ユニバーサルスポーツ*に直接関わったことがある人は少数です

障がい者スポーツを含むユニバーサルスポーツを「テレビやラジオ、新聞などで、間接的に見たり、聞いたりしたことがある」が77.2%、「全く知らない」が16.3%であり、

直接関わったことのある人は少数となっています。ただし、その割合は増加傾向が見られます。

「テレビやラジオ、新聞などで、間接的に見たり、聞いたりしたことがある」との回答割合は、平成 27(2015)年実施のアンケート結果と比べ約 11 ポイント上昇しました。これは、令和 3(2021)年に開催された東京パラリンピックの盛り上がりによるものと考えられます。

(ス) こどものスポーツ活動に対する意識

「丹波市スポーツ推進計画アンケート調査」では、同居のこどもがいる人を対象に、こどものスポーツ実施状況について感じていることや、こどものスポーツ推進に関して意見を伺いました。

こどもがスポーツをすることは、運動能力や体力の向上などの身体面や、達成感を得たり、礼儀作法を学んだりするなど、精神面にとって良いことだという認識は共通しています。

幼少期から様々なスポーツに触れてみるのが大切であり、気軽に様々なスポーツを体験し、興味を持つ機会を提供することが求められています。地域の身近な場にそういう場があると良いという意見もあります。

中学校の部活動においては、もっと活発に行ってほしいという要望がある一方で、こども本人の負担になり部活動以外のことに影響が出てくことや、親の負担になったりすることに対する懸念もあります。

また、こどもの発育・発達段階に応じて、適切な指導を行うことができる指導者の育成も必要という意見があります。

(2) 小中学生アンケート調査

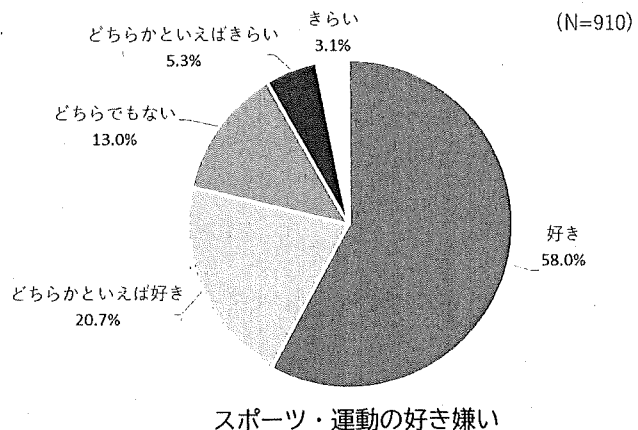
令和6（2024）年9月に「小中学生アンケート調査」を実施しました。その結果から丹波市の小中学生のスポーツ・運動の実施状況や課題を分析しました。

-アンケート実施概要-

- 調査の対象 : 本市の小学5年生 516 人、中学2年生 555 人
- 調査方法 : オンラインによる送受信
- 調査期間 : 令和6（2024）年9月17日～30日
- 回答状況 : 回答数・集計数 910、回収率 85%
- 留意点 :
 - ・回答比率は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問についても、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
 - ・図表中の N とは、回答者総数（または該当設問での該当者数）を表しています。
 - ・設問指示に従わない回答（例：単一回答で複数の選択肢を回答）は、集計から除外しています。

(ア) 8割近くのこどもが、スポーツ・運動が好きと答えています

スポーツや運動が「好き」との回答が 58.0%、「どちらかと言えば好き」との回答が 20.7%との結果となりました。これらの合計は全体の約 79%を占めており、対象のうちの多くがスポーツや運動が好きであるといえます。

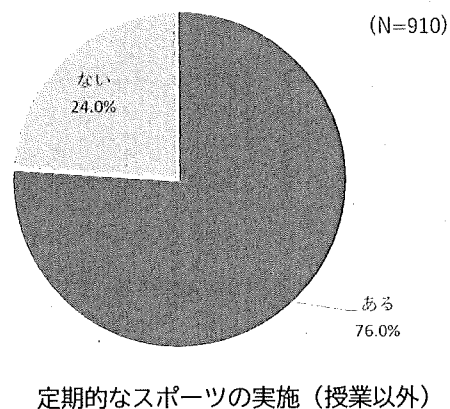


(イ) 体育の授業以外に定期的にスポーツをしているこどもは8割近くとなっています

学校の体育の授業以外で、定期的に（1週間に数回、1ヶ月内に数回）しているスポーツがあるかを聞いたところ、「ある」との回答が 76.0%となりました。このことから、本市ではスポーツに親しむ環境が高いものと考えられます。

また、「ある」と回答した人の4割は、複数のスポーツを実施しています。

実施しているスポーツを見ると、団体で行う球技の人気の高くなっています。



体育の授業以外に定期的に行っているスポーツ・運動

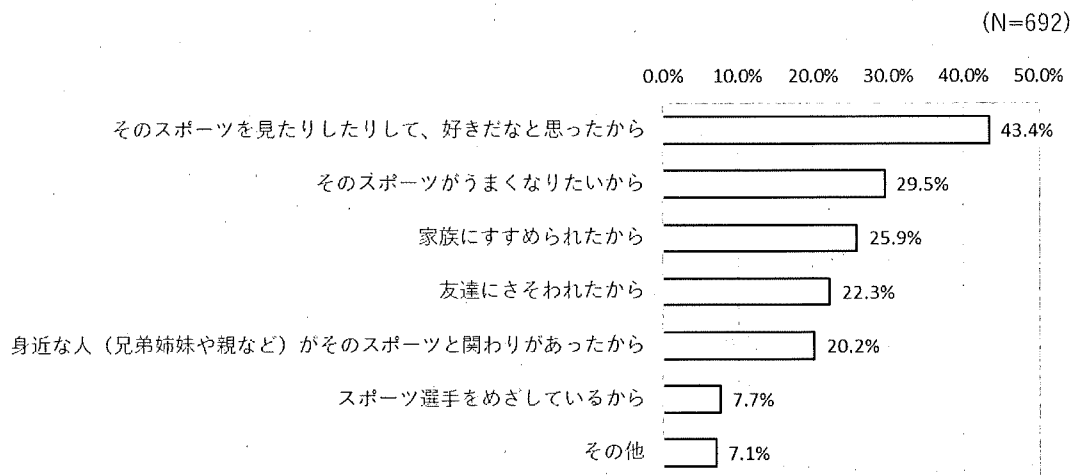
順位	種目
1位	サッカー (17.6%)
2位	バスケットボール (16.9%)
3位	野球 (14.5%)
4位	陸上競技 (13.0%)
5位	水泳 (12.4%)

(ウ) スポーツを始めるきっかけとして最も多いのは「そのスポーツに触れて好感を持った」こととなっています

学校の体育の授業以外で、定期的に（1週間に数回、1ヶ月内に数回）しているスポーツがあると回答した子のうち、そのスポーツを始めたきっかけは、「そのスポーツを見たりしたりして、好きだなと思ったから」との回答が43.4%で最も多く、次いで「そのスポーツがうまくなりたいから」が29.5%と続いています。また、回答対象者の約36%が、家族や友達などの勧めでスポーツを始めています。

「その他」として記述された回答は、体力づくりが目的であることや家族の影響、アニメ等を見たことがきっかけとなっています。

体育の授業以外に定期的に行っているスポーツを始めたきっかけ

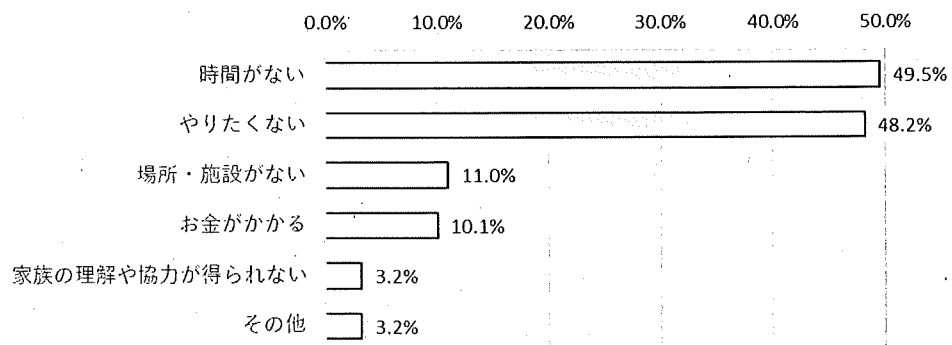


(エ) 授業以外に定期的にするスポーツがない理由は「時間がない」「やりたくない」が多くなっています

学校の体育の授業以外で、定期的に（1週間に数回、1ヶ月内に数回）しているスポーツがないと回答した子のうち、その理由として、「時間がない」が49.5%と最も多く、「やりたくない」が48.2%と続いています。

体育の授業以外に定期的に行っているスポーツがない理由

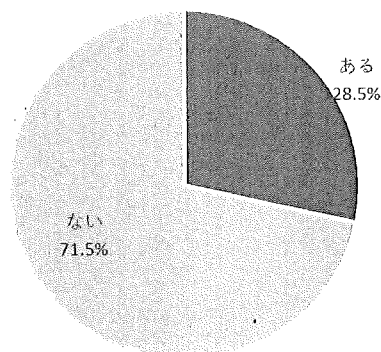
(N=218)



(オ) 新たにやってみたいスポーツは「ない」との回答が7割を占めています

新たにやってみたいスポーツが「ある」との回答は28.5%で、「ない」との回答が71.5%を占めています。実際にスポーツをしている割合が76%あることを考慮すると、ほとんどの回答対象者が現在行っているスポーツに満足していることがうかがえる一方、種目に偏りなくスポーツに関わる機会を設ける必要があるとも考えられます。

(N=910)



新たにやってみたいスポーツの有無

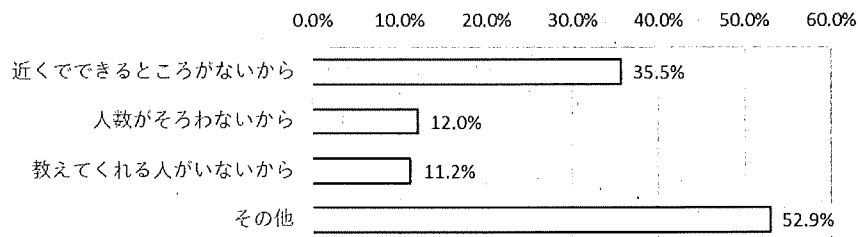
(カ) 新たにやってみたいスポーツが現在できない理由として「近くでできるところがない」との回答が最も多くなっています

新たにやってみたいスポーツが「ある」と回答した人を対象に、現在できない理由を聞いたところ、「近くでできるところがないから」が35.5%で最も多く、次いで「人数がそろわないから」が12.0%、「教えてくれる人がいないから」が11.2%と続いています。

「その他」として記述された回答を見ると、「他のスポーツをしているから」との主旨の回答が16.2%、「忙しいから、時間がないから」との主旨の回答が8.9%、「家族の協力が得られないから」「お金や機会がないから」との主旨の回答がそれぞれ6.2%となっています。

新たにやってみたいスポーツが現在できない理由

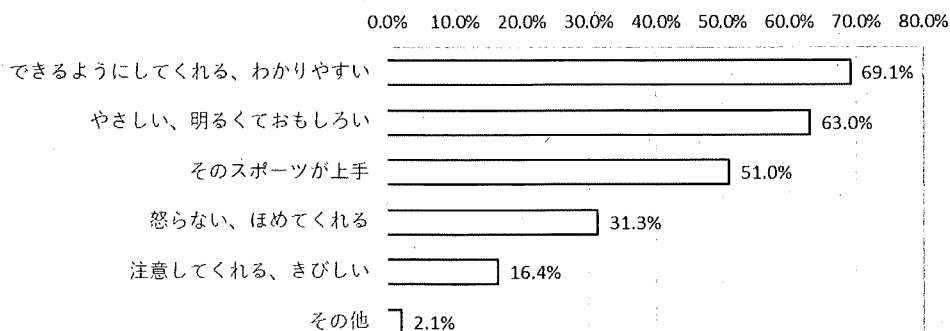
(N=259)



(キ) 「できるようにしてくれる、わかりやすい」指導者が求められています

どのような人にスポーツを教えて欲しいかを聞いたところ、「できるようにしてくれる、わかりやすい」が69.1%で最も多く、次いで「やさしい、明るくておもしろい」が63.0%と続いています。このことから、わかりやすく、優しく説明してくれる指導者が求められていることがうかがえます。

(N=910)



どのような人にスポーツを教えて欲しいか

3. 主なスポーツ組織の現状

(1) 主なスポーツ組織の現状

①一般社団法人丹波市スポーツ協会

丹波市スポーツ協会は、市民の心身の健全な発育・発達と、体力・競技力の維持向上をめざすとともに、スポーツを通して市民相互の親睦を図ることを目的として平成 29 (2017) 年 2 月に設立されました。

また、丹波市スポーツ協会は、本市のスポーツ団体の統括組織として、市民のスポーツ推進に寄与するとともに、市民の健康と体力向上を図り、スポーツを通じて市民相互の親睦を図ることを目的として、令和 6 (2024) 年 6 月 28 日に一般社団法人丹波市スポーツ協会（以下「(一社) スポーツ協会」という。）として新たなスタートをきりました。

(一社) スポーツ協会は、競技スポーツ部会、生涯スポーツ部会、地域部会で構成され、令和 5 年度末現在 21 競技団体が加盟され (141 チーム、3,915 人) ています。それぞれの種目団体ごとの活動に加えて、市民スポーツ大会、市民スポーツ教室の開催、また、指導者向けに、熱中症対策研修、救急救命講習会等各種研修会を開催しています。

各種団体の活動状況や、スポーツ大会、スポーツ教室などの情報は (一社) スポーツ協会ホームページで発信しています。

【登録者数の推移】

年度	R 元 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
構成員数	5,027 人	4,764 人	4,547 人	4,021 人	3,915 人

②少年少女スポーツ団体連絡協議会

少年少女スポーツ団体は、(一社) スポーツ協会の傘下団体として、令和 6 (2024) 年 4 月現在 48 団体が (一社) スポーツ協会に加入しています。

野球、剣道、柔道、バレーボール、卓球、バスケットボール、サッカー、空手の 8 種目、815 名が活動しています。

【会員数】

種目	野球	剣道	柔道	バレー	卓球	バスケット	サッカー	空手	合計
団体数	11	7	4	7	1	8	7	3	48
人数	197	40	33	55	16	205	256	13	815

③スポーツ推進委員会

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、市が委嘱する非常勤の職員（任期2年）です。令和6（2024）年4月時点で、25名のスポーツ推進委員が活動しています。

スポーツ推進委員が、派遣によるスポーツの実技指導や助言、ニュースポーツ*の普及やスポーツを通じた市民同士の交流のための自主事業の実施、スポーツに係る行事・事業への協力、連絡調整が円滑に行えるよう、スポーツ推進委員会を組織しています。

④障がい者スポーツ推進委員会

いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加することのできる生涯スポーツ社会の実現を目指し、心身に障がいがあって日頃スポーツに参加する機会の少ない方に対し、スポーツを通して、人とふれあい、明るく豊かで生きがいのある生活を創造するため、障がい者スポーツ推進委員会を設置しています。令和6（2024）年4月時点で、推進委員は、12人で、「丹波市ふれあいスポーツの集い」等を開催し、障がいのある人もない人もパラスポーツ*やニュースポーツを通して交流を深め、パラスポーツの振興、普及に努めています。

⑤スポーツクラブ21

スポーツクラブ21は、「だれもが、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指した地域の自発的・主体的運営によるスポーツクラブです。

兵庫県下では788クラブがあり、設立時、市内各校区にスポーツクラブ21がありましたが、年々減少し、令和6（2024）年12月現在は20クラブです。また、クラブによって、活動が盛んなところと、会員数の減少などにより活動ができないクラブがあり、地域に差が生じています。

【クラブ数の推移】

年度	R元（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
クラブ数	25	25	25	24	23	20

⑥ひょうごパラスポーツ指導者協議会丹波地域委員会

ひょうごパラスポーツ指導者協議会の会員は、財団法人日本障害者スポーツ協会登録の上級、中級、初級の指導員で、協議会は、障がい者のスポーツ振興と普及に寄与することを目的として活動しています。

活動内容は、指導者の資質向上のための研修会、講習会などを開催し、ホームページでの情報発信および「協議会だより」を発行しています。

ひょうごパラスポーツ指導者協議会丹波地域委員会は、（一社）スポーツ協会の地域部会に属しており、令和6（2024）年4月現在47名で、学校や自治会などへの派遣によるパラスポーツ指導、パラスポーツの振興と普及のための活動をしています。

⑦体育振興会

体育振興会は、地域スポーツの普及や振興に関する事業を展開し、地域住民の健康増進や体力の維持向上を図ることを目的に活動している団体です。令和6（2024）年4月現在13団体がスポーツ大会や地域のスポーツイベントを開催しています。

4. スポーツ施設の現状

(1) スポーツ施設の概要

現在、市所管の公共のスポーツ関連の施設が 19 施設あります。(表 1)

そのうち、「氷上総合グラウンド」、「青垣総合運動公園」、「春日総合運動公園」、「スポーツピアいちじま」の 4 施設はグラウンドやテニスコートなど複数のスポーツ施設機能を持つ施設です。

施設種別では「体育館」が 7 施設と最も多く、次いで「多目的グラウンド・野球場」が 5 施設となっています。

施設の建設年次では、施設種別で体育館に位置づけられる「青垣住民センター」が平成 17 (2005) 年と最も新しく、次いで、平成 13 (2001) 年築の「柏原住民センター」、平成 12 (2000) 年築の「スポーツピアいちじま」となっています。一方、建設年次の古いものでは、昭和 52 (1977) 年の「市島市民グラウンド」、昭和 53 (1978) 年の「氷上住民センター」などが挙げられます。

また、市内の小学校 20 校及び中学校 6 校の体育施設（体育館・グラウンド・柔剣道場など）を、こどもの安全な遊び場の確保及び少年少女スポーツや地域スポーツの推進を図るため、小学校及び中学校の施設開放事業により、有効活用を図っています。

(2) スポーツ施設の整備方針

①平成 24 (2012) 年度に策定した「丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】」では、現在ある生涯学習施設の有効活用を図ることを基本とし、施設群別におおむね 25 年後を見据えた将来像を描き、持続可能で適正な施設整備の姿を明らかにしています。

②丹波市スポーツ推進計画の策定以降、「長尾テニスコート」、「友政グラウンドゴルフ場」「谷川パターゴルフ場」の 3 施設を廃止しました。

③「山南農業者等体育施設」と「山南中央公園」を丹波市立和田中学校跡地に機能移転します。まず、令和 7 (2025) 年に体育館とテニスコートが一部開園し、令和 8 (2026) 年から新たに「漢方の里総合運動公園」として開園します。

④「市島複合施設（市島支所・体育館）」が、令和 8 (2026) 年に開所予定となっており、愛育館は令和 8 (2026) 年度に廃止予定です。

⑤市民プール（青垣温水プール、春日レジャープール、山南 B & G 海洋センタープール）のうち、「山南 B & G 海洋センタープール」は、令和 3 (2021) 年に老朽化などのため廃止しました。青垣温水プール、春日レジャープールと青垣総合運動公園は、効率的な管理運営を図るため、指定管理制度を導入し、管理運営を行っています。

⑥青垣パラグライダー練習場は指定管理者制度を導入しています。

⑦春日総合運動公園、スポーツピアいちじまでは、照明・電光掲示板などの部品調達が困難となっており、省エネルギー化に対応した改修が求められています。また、老朽化が進んでいる設備についても、改修の必要性があります。

⑧丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】では、表1に記載している施設のうち、「氷上住民センター体育館」、「氷上総合グラウンド」、「春日レジャープール」、「春日体育センター」、「山南B & G海洋センター（体育館）」、「山南武道場」、「市島市民グラウンド」「大師の杜ホール」の8施設を廃止対象としています。今後の動向等も鑑みながら方向性を定めていくことが必要な状況となっています。

（３）スポーツ施設使用料免除等に関する状況

将来にわたって安定したスポーツ活動を推進するためには、施設の効率的な管理に努めることはもちろんのこと、施設の利用者にも適切に負担を分かち合っていただきながら、施設を長く大切に守っていくことが必要であることから、「丹波市生涯学習施設使用料免除等に係る見直し方針」を平成 25（2013）年度に策定し、負担の公平性の確保と安定した施設運営を目的に施設使用料免除の取扱いを見直し、「原則全額納付」を基本としました。平成 26（2014）年4月より、「丹波市生涯学習施設使用料免除等に係る見直し方針」に基づき実施しています。

表1 公共のスポーツ施設一覧

地域名	名称	施設内容
柏原	柏原住民センター体育館	アリーナ、フィットネスルーム、トレーニングマシンルーム
	丹波悠遊の森	野外活動施設
氷上	氷上住民センター体育館	アリーナ
	氷上総合グラウンド	テニスコート、多目的広場、野球場
	大師の杜ホール	アリーナ、貸室
青垣	青垣住民センター体育館	アリーナ
	青垣総合運動公園	多目的グラウンド、テニスコート、屋根付広場、貸室
	青垣温水プール	屋内温水プール
	青垣パラグライダー練習場	パラグライダー練習場
	九の尾ふれあい広場	広場
春日	春日総合運動公園	野球場、テニスコート、多目的グラウンド
	春日レジャープール	プール
	春日体育センター	アリーナ、卓球室
山南	山南B&G海洋センター（体育館）	アリーナ、貸室
	山南武道場	武道場
市島	市島市民グラウンド	多目的広場
	三ツ塚テニスコート	テニスコート
	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	アリーナ、柔剣道場、トレーニング室、貸室
	スポーツピアいちじま	野球場、全天候型多目的コート、貸室他

5. 丹波市のスポーツに関する課題

(1) 市民のスポーツに関する課題

①市民アンケートからの課題

週1回以上スポーツ・運動を行う成人の割合は 51.5%で、前計画の目標は達成しているものの、30代の実施率が低い値にあることから、いかに仕事や家庭、育児をしながら、スポーツも楽しむことができる機会をつくるかが重要であるといえます。また、年齢・体力的なことからスポーツを「すること」に消極的な人たちが多く、だれでもできるスポーツを企画することも求められています。

市民が現在行っているスポーツ、今後行ってみたいスポーツの回答結果を平成 27 (2015) 年実施時と比較すると、集団で行うスポーツより、個人でも行えるスポーツの人气が向上しています。

スポーツをしない人にとっては、「日常的・継続的にスポーツを行うこと」はかなりハードルが高いと感じられるものと想定されます。そのため、例えば、個人や少人数で、どこでも気軽にでき、市民からも人气が高かった「ウォーキング・散歩」や「体操（百歳体操、健康体操、ラジオ体操、テレビ体操等）」、または、市民の関心が比較的高かった「観る・応援する」スポーツを入り口とし、まずスポーツにふれてもらうことから始めることが一つの方法であるといえます。

また、ボランティア活動に参加したことがない人が多いことから、今後のスポーツ活動をささえる人材を増やしていくことが必要であるといえます。

ユニバーサルスポーツに対する市民の理解は深まっていますが、今後はだれもがスポーツ施設を利用しやすい環境づくりに向けて、既存スポーツ施設を改善する必要があります。

こどものスポーツ推進に関しては、発育・発達段階に応じた適切な指導とともに、幼児期から体を動かすことの楽しさを伝えることが必要です。また、部活動の地域移行の流れや少子化に伴う「する」スポーツの選択肢の縮小化等を念頭に置いて、指導者の育成や地域のスポーツ環境の充実を図っていくことが望まれます。

一方、丹波市スポーツの日のイベントをはじめとする、スポーツに関する取組が十分に伝わっていない状況にあるものと考えられるため、現状よりもっと多くの人たちに伝えるよう、伝達方法やツール、機会など工夫しながらスポーツ推進関係団体と連携し、周知を図ることが大きな課題といえます。

②小中学生のアンケートからの課題

学校の体育の授業以外にも定期的にスポーツを実施しているこどもが8割近くを占めており、また、8割近くのこどもが「スポーツや運動が好き、どちらかというところ好き」と答えています。本市としては、今の状況を維持できるようスポーツ機会の提供を継続的に行っていきます。

その一方で、スポーツをしない理由として「やりたくない、時間がない」と答えているこどももいることから、スポーツの良さを伝える必要があります。

また、「新たにやってみたいスポーツ」がないという回答が7割強を占めており、現在「している」スポーツ以外に関心がない状況ですが、こどもたちの健全な発育・発達のためには様々なスポーツを体験する機会が必要です。

近年の部活動の地域移行の流れを踏まえ、指導者の育成・充実を図っていくにあたっては、「できるようにしてくれる、わかりやすい」「やさしい、明るくておもしろい」人材に対するニーズが高くなっています。

③主なスポーツ組織の課題

近年の少子高齢化や人口減少などにより、スポーツに参画する人、それをささえる人が不足し、中学校の部活動や地域におけるスポーツ活動を続けることが困難になっています。

(一社)スポーツ協会の登録会員数及びチーム数も10年前と比べると約半数に減り、少年少女スポーツ団体数・会員数も減少するなど、少子高齢化の影響は本市においても顕在化しています。

地域スポーツを担うスポーツクラブ21についても、設立当初は校区ごとに設置され、活動していましたが、現在は、会員数の減少などにより5クラブが休止(令和6(2024)年11月現在)しており、地域単位での活動に温度差が生じています。

そのような状況の中、スポーツを通じてだれもが生涯にわたり健康で豊かな生活を送ることができるように、スポーツ組織のあり方を再検討し、地域スポーツの活性化、ライフステージに応じたスポーツをする機会の充実に取り組んでいきます。

(2) 丹波市スポーツ推進計画の評価

平成27(2015)年に前計画である「丹波市スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツを通じた人づくり まちづくり～いつでも・だれでも・いつまでも生き生き丹波を目指し～」を基本理念に、こどもから大人・高齢者まで、年齢や性別に関係なく、市民がスポーツに取り組み、健康増進や健康寿命の延伸、市民生活の質的向上、青少年の健全育成を叶え、その先のスポーツを通じた新たな本市の魅力構築をめざしてきました。「いつでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる環境の基盤整備を図り、スポーツによる様々な世代の交流を通じた活力ある地域社会の形成をめざし

てきました。

その結果、前計画の目標とした「成人における週1回以上のスポーツ実施率」は38%から51.5%に上昇し、数値目標としていた50%を上回りました。

その他、前計画で掲げた施策項目ごとの取組内容等については以下のとおりです。

基本 施策	施策項目	主な取組内容と成果
1. 子どものスポーツ推進	①幼児期からの子どものスポーツへの機会の拡大と体力向上方策の推進	・市内少年少女スポーツ団体へ活動助成金を支給しており、毎年スポーツ教室を競技団体が実施するなど子どもへのスポーツ機会の提供やスポーツの推進を図りました。
	②学校の体育に関する活動の充実	・教育振興基本計画に基づき進められました。
	③子どものスポーツ指導者の育成支援	・スポーツ協会を通じ、毎年、役員や各団体代表と意見交換や情報交換を行い、また熱中症対策研修などの少年少女スポーツ指導者研修会を開催することで指導力の向上に努めました。 また、ジュニア競技力向上のため、ジュニアスポーツ指導者の資格取得に係る費用を毎年補助し、資格取得の促進、人材育成を図りました。
2. 地域におけるスポーツ推進	④ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	・だれもが気軽に参画できる「ラジオ体操講習会」を毎年実施することで、市民の健康的な生活習慣づくりの一助を担うことができました。 ・毎年クォーターテニス大会などニュースポーツの大会や教室を実施することで、ニュースポーツの普及やスポーツを通じての交流に努めました。 ・スポーツの日のイベントとして、だれもが気軽に取り組めるウォーキングを取り入れたことで参加者が増加し、スポーツ実施率向上のきっかけをつくることにつながりました。
	⑤スポーツ組織の育成、活動の発展	・スポーツ協会を設立し、少年少女スポーツ団体における青少年健全育成、地域スポーツの推進を図りました。 ・スポーツ協会への活動支援について、事務運営費を補助し、スポーツの推進及び振興に努めました。 ・市民スポーツ大会開始式を開催し、団体同士の一体感の醸成を図り、市民スポーツ大会の意義や目的を発信することで、市民スポーツ大会の普及啓発を行いました。 ・市内のスポーツクラブ21においては、協議会交流事業を通じて、クラブ間の交流を図り、活動の充実に努めることができました。 ・各地域の体育振興会等への体育事業補助を毎年行い、地域スポーツの振興、地域住民の健康増進等を図りました。
	⑥地域スポーツリーダー・指導者の育成	・スポーツ推進委員においては、年間(10回)を通じて自主研修を行い、資質向上に努めることができました。 ・スポーツクラブ21の代表者が、県主催の研修会に参加することで、情報交換を行い、地域の活性化に努めました。 ・スポーツ協会主催で救命講習会などの研修会を毎年指導者、保護者に対して行うことで、だれもが安全安心にスポーツができるように、試合や練習時における緊急対応の強化を図りました。

基本 施策	施策項目	主な取組内容と成果
2. 地域における スポーツ推進	⑦スポーツ施設の 活用促進	・スポーツ団体が主催する大会や各種団体の練習日の利用調整会議を毎年12月に行うことで、公平・効率的に施設を利用できるようにしました。 ・春日スタジアム、スポーツピアいちじま野球場において、それぞれネーミングライツ契約をし、施設の維持管理に努めることができました。また、利用者へのサービス向上のため、市民プール及び青垣総合運動公園、青垣パラグライダー練習場で指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを生かし、利用者の満足度を高めることができました。
3. ユニバーサルスポーツの推進	⑧障がいのある人のスポーツへの 機会の拡大	・毎年、ふれあいスポーツの集いを行い、パラスポーツやユニバーサルスポーツの普及、啓発活動を行いました。
	⑨ユニバーサルスポーツへの理解 向上	・スポーツ協会を通じて、毎年障がい者スポーツ指導者資格取得補助を行い、「障がい者スポーツ指導員」の育成を行いました。 ・地域、学校、団体からの派遣依頼（年間約10件）を受け、指導者を通じて障がい者スポーツを知ってもらう機会ができ、障がい者スポーツの普及に努めました。
4. 交流等に関する スポーツの推進 スポーツに関わる 連携・協働・ 交流等の推進	⑩競技スポーツの 推進	・スポーツ協会を通じて、毎年、スポーツ体験教室の開催、および競技スポーツ団体へ活動のための助成を行い、競技スポーツの裾野拡大に努めました。 ・「ちーたん駅伝大会」を毎年行うことで、子どもから大人までが一緒にスポーツを楽しむことができる機会を提供しました。
	⑪地域スポーツと トップスポーツ の連携・協働の 推進	・令和元年まで実施した事業補助においては、ジュニア競技に取り組む児童や指導者・保護者を対象に、トップアスリートを招へいしての研修会・講習会を実施し、競技力の向上やモチベーションの向上を図りました。
	⑫スポーツツーリ ズム等の交流の 推進	・三ツ塚マラソン大会の開催あわせ、観光資源のPRを行い、交流人口の増加、地域活性化を図りました。 ・全国高等学校女子硬式野球選手権大会を平成9（1997）年から毎年開催することで、女子野球の普及に努めた結果、第1回の5校から現在61校に参加チームを増加させることができました。全国からたくさんの大会関係者が来丹され、会場を楽しみ、市内回遊や再訪の機会をつくりました。
	⑬スポーツに関わ る情報提供	・スポーツ協会のホームページを通じて加盟団体の活動状況やスポーツイベント、研修案内などの情報提供を行いました。

(3) 計画策定に向けた課題

本計画において、社会情勢の変化、本市のスポーツを取り巻く様々な課題や市民ニーズの変化に対応するため、前回計画の取組の成果や市民アンケート結果などを踏まえながら、前回計画の基本施策の項目に沿って、計画改定に向けた課題を整理しました。

○課題テーマ 1. 子どものスポーツ推進

幼児期からの子どものスポーツへの機会の拡大と体力向上方策としては、幼児期から遊びを通じて運動を習慣づける取組が必要です。また、子どもの発育・発達に応じた情操教育を行うため、指導者や保護者を対象とする研修会等の機会を設ける等、知識や理解の向上への取組が必要です。

一方、部活動の地域移行等の社会情勢を踏まえ、子どものスポーツ指導者の育成支援に向けては、(一社)スポーツ協会と連携し、各種団体の状況を把握したうえで実態に応じた研修会の実施等、地域スポーツに関わる団体と連携しながら、地域のニーズや課題に応じて地域スポーツの担い手となる人材の育成・充実に取り組んでいくことが必要です。

また、少年少女スポーツについては取り組んでいるメインのスポーツだけでなく、運動神経・能力をバランスよく鍛えるためにも、多様なスポーツを経験する機会が必要です。

○課題テーマ 2. 地域におけるスポーツの推進

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に向けては、だれもが気軽に参画できるスポーツの機会を設け、市民の健康的な生活習慣づくりや健康寿命の延伸などを図ることができるよう周知・取組をさらに強化する必要があります。

スポーツ組織の育成・活動の発展に向けては、交流事業の持ち方の検討や活動内容の普及啓発等が必要です。

地域スポーツリーダー・指導者の育成に向けては、研修会・講習会の充実や参加促進を図りながら、だれもが安全安心にスポーツ活動ができる環境をさらに高めていくため、継続的に地域スポーツリーダー・指導者等の充実や資質向上を図ることが必要です。

スポーツ施設の活用促進に向けては、従来の少年少女スポーツ団体が統合などにより減少している現状を踏まえ、活動のあり方等について検討・調整することが必要です。また、民間企業のノウハウや資金を活用しながら、地域のニーズや適正配置計画に基づいてさらなる施設機能の充実やだれもが利用しやすい環境の充実、効果的な運営・管理等の実施を図る必要があります。

○課題テーマ 3. ユニバーサルスポーツの推進

障がいのある人のスポーツ機会拡大に、毎年、ふれあいスポーツの集いを行っているものの、コロナ禍の前後では参加者・ボランティアスタッフとも半分近く減っている現状を踏まえ、市民の参画意識を高めていくことも念頭に置きながら内容の検討や普及・啓発が必要です。

一方、ユニバーサルスポーツへの理解向上については、継続実施しているニュースポーツ教室や交流大会について、オンラインを活用し、eスポーツやアーバンスポーツ等も含めた多様な種目に着目しつつ、多くの市民にユニバーサルスポーツを広めていくことが必要です。

また、障がい者スポーツ指導者取得補助を引き続き行い、指導者の人材育成、活動の場の提供、パラスポーツの普及・促進を図ることも必要です。

○課題テーマ 4. スポーツに関わる連携・協働・交流等の推進

競技スポーツの推進に向けては、多様な種目についてのスポーツ教室を継続的かつ計画的に実施して、子どもから大人までが一緒にスポーツを楽しむことができる機会を充実させていくことが必要です。

また、地域スポーツとトップスポーツの連携・協働については、全国から参加者が集まるようなイベントや「丹波市スポーツの日」イベントの充実・広報活動の強化等を図るとともに、トップアスリートを招へいしての研修会・講習会を実施し、本物に触れる機会を創出することで、市民のスポーツへの関心を高め、競技力の向上を図っていくことが必要です。

その他、スポーツに関わる情報提供については、DX化の推進によって取組の効果の向上を図る一方、デジタルによる情報を得られない人に情報提供を行う取組の強化が必要です。

第3章 丹波市のスポーツ推進の目標

1. 計画の目的

本計画ではスポーツの推進、普及をめざしつつ、まちづくりを進めるうえでもスポーツが広く位置づけられ、大きな役割を果たすよう、その目的として次の5項目を掲げます。

◆スポーツを通じた健康維持と健康増進

本計画の遂行により、スポーツを通じて市民一人ひとりが日常生活を健康に送ることができるよう健康を維持し、健康増進を図ります。

◆スポーツを通じた共生社会の実現

障がいのあるなし、性別、年齢にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツを楽しむ機会を提供し、だれもが健やかに暮らせるスポーツを通じた共生社会の実現を図ります。

◆次代を担う青少年の健全育成

青少年期において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことにより、スポーツの楽しさや喜びを体感することができる環境を充実させることで、生涯においてスポーツを楽しむ素地をつくとともに、まちの次代を担う青少年の健全育成を図ります。

◆地域コミュニティの活性化

だれもが参加しやすいスポーツ環境を創出し、性別や世代、居住地などを超えた出会いへとつなげていきます。それにより、希薄化したつながりを再構築し、活力ある地域コミュニティの形成を図ります。

◆持続可能なスポーツ環境の整備

まちづくりの主役である市民がすべての世代にわたっていきいきと躍動し、まちの発展を持続可能にする素地を築き、ウェルビーイングの実現のため、スポーツ施設の適切な維持管理を進め、スポーツを通じた健康づくり、楽しい生活環境づくりを進めます。

2. 基本理念

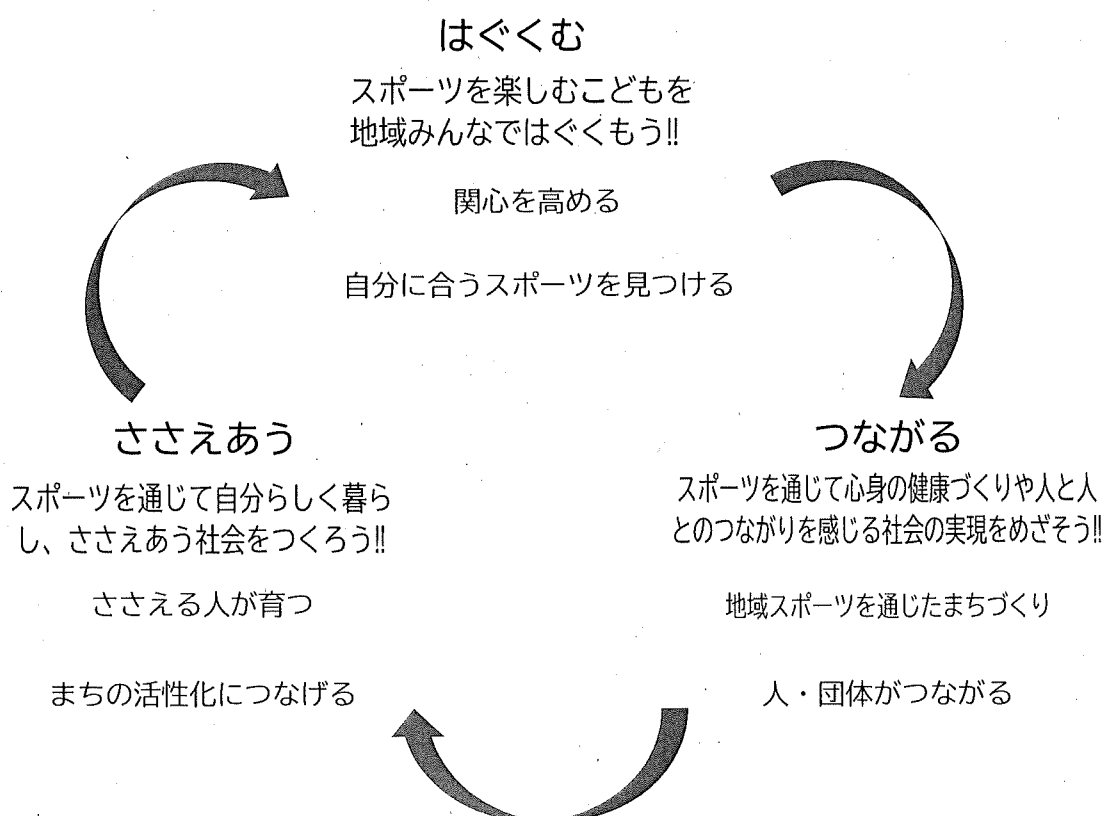
いつでも、どこでも、だれもがスポーツを生活に取り込み、スポーツを通して成長し、一人でも多くの市民がスポーツに親しめる環境を整え、また、人と人とがつながり、ささえあう魅力あるまちをつくります。

はぐくむ・つながる・ささえあう まちづくり

～Sport in Life 丹波をめざして～

3. 基本目標

本計画では、スポーツに対する関心を高めて、スポーツを楽しむ機会や環境についての情報発信により、「スポーツを楽しむこどもを地域みんなではぐくもう!!」「スポーツを通じて心身の健康づくりや人と人とのつながりを感じる社会の実現をめざそう!!」「スポーツを通じて自分らしく暮らし、ささえあう社会をつくろう!!」の3つをスポーツ推進の目標とし、これらが互いに連動しながら好循環を生み出していくことをめざします。



4. 計画の数値目標

本計画では、その進捗の目安となる目標値を施策ごとに設定し、目標値を通じて、進捗状況や成果を確認することとします。

- ◆目標:成人における週1回以上のスポーツ実施率が65%(3人に2人程度)となることをめざします。(現在の実施率51.5%)
(ウェルビーイング関連指標)

第4章 丹波市のスポーツ推進の基本的方向

1. スポーツ推進の基本的方向

これからのスポーツ活動は、第3章に記した本計画の「目的」、「基本理念」、「基本目標」をベースとし市民・地域・行政が協働して推進します。

いつでも・どこでも・だれもが気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を図り、スポーツ環境の充実に向けた4つの基本施策を設定し、それぞれにおいて具体的な施策展開を図ります。

基本施策1：こどもをはぐくむスポーツのまち

基本施策2：ユニバーサルスポーツを楽しめるまち

基本施策3：スポーツでささえあうまち

基本施策4：スポーツに挑戦するまち

2. スポーツ環境の充実に向けた基本施策

基本施策1：こどもをはぐくむスポーツのまち

こどものスポーツ推進を図るためには、幼少期から、外遊びやスポーツを楽しく行う機会を増やすことが大切です。児童期以降のスポーツは、思いやりの心や頑張る心の習得、礼儀やルール遵守などの規範意識の育成のうえでも大変有意義であるため、様々なスポーツを体験する機会の充実を図っていきます。

地域、企業、（一社）スポーツ協会をはじめとする関係団体と学校をしっかりと橋渡しをし、こどもの選択肢が減るなどの課題を解決するため、中学校の部活動を地域に委ねる「地域移行」に対応しなければなりません。

基本施策2：ユニバーサルスポーツを楽しめるまち

こどもから高齢者まで、ライフスタイルやライフステージに応じた健康・体力づくりに必要なスポーツを推進するとともに、市民一人ひとりの豊かなスポーツライフの実現に向け、取組を進めていきます。

障がいのある人もない人も、だれもが気軽に元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現をめざし、身近な地域でスポーツを楽しむことができる機会やオンラインの活用により離れていてもスポーツでつながることができる機会の創出を進めていきます。

また、ユニバーサルスポーツやニュースポーツを楽しめるまちづくりを進めるためには、指導者や介助ボランティアなどスポーツ活動をささえる人材や場所の確保に、市民の参画が必要です。そのため、イベントの開催など、すべての市民がユニバーサルスポーツやニュースポーツを楽しめる機会をつくっていきます。

基本施策3：スポーツでささえあうまち

市民が気軽にスポーツをすることができる地域社会を形成するため、市民の主体的な取組を基本に各種団体が、その機能を十分に発揮できるよう、（一社）スポーツ協会と相互調整や連携を図り、行政が協働する組織体制を構築します。

スポーツリーダー・指導者育成においては、こどもの心身や情操教育に配慮した適切な指導ができるなどスポーツに関する正しい知識を持って活動をサポートする「わかりやすく、できるようにしてくれる」指導者の育成・確保を図ります。スポーツ推進委員の活動においては、市民への実技指導やスポーツに関する指導及び助言などを行い、市のスポーツ推進のコーディネーターとしての役割を明確にします。

また、スポーツイベントや各スポーツ団体の活動に、だれもが参加しやすく、より多くの人が参加してみたいと思えるような環境を整えるため、各スポーツ団体の活動を支援し、連携しながら、市民が求める情報の提供を図ります。

スポーツは、参加者同士の交流といった仲間づくりや、大会招致による市の魅力発信など、地域活性化につながるものとして期待されています。地域の魅力を活かしたスポーツイベントを開催することで、開催の成功と同時にスポーツツーリズムを推進するなど地域の潤いをつくり出します。

基本施策4：スポーツに挑戦するまち

競技スポーツやアスリート育成にあたっては、自分にあった目標をたて、達成したときには自身も喜び、サポートをしている家族やチームメイトと喜びあえる社会を今後も維持していきます。

また、スポーツ推進に公共施設などの果たす役割は大きく、拠点となる市内体育施設は、老朽化が進んでいるため、効率的な修繕と維持管理を行い、大切に利用しながら、生涯学習施設整備方針【適正配置計画】に基づき適正な施設整備をしていきます。

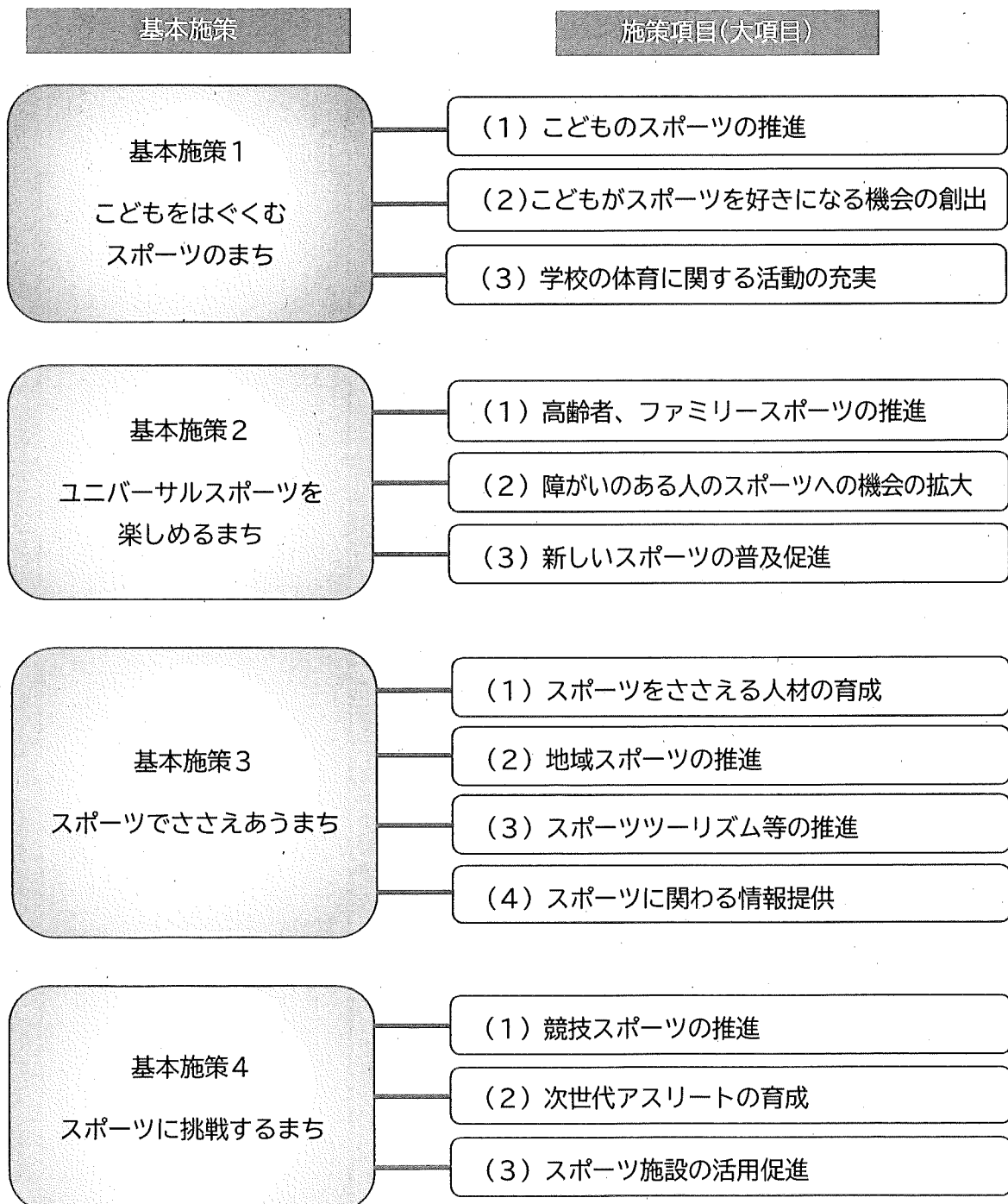
学校体育施設は「安全・安心な学校施設」をめざし、地域の生涯スポーツの場として、有効活用していきます。

3. スポーツ推進施策の体系

(1) スポーツ推進施策の体系

スポーツ推進計画の基本施策1～4に基づき、基本施策ごとに具体施策を整理しながら展開するための大項目を設定し、個々の施策の具体的展開を図ります。

推進計画の基本施策と施策項目



(2) 施策項目



基本施策1 こどもをはぐくむスポーツのまち

(1) こどものスポーツの推進

幼児期において、楽しく運動遊びをすることは、基本的な動きを身に付けるだけでなく、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな人生を送るための基盤づくりとなるため、幼児が生活全体の中で楽しく体を動かすことができる環境づくり(「遊び」の推進)を行います。

児童期になると、習いごとで忙しくなり、インターネットの普及等でこどもたちが、外遊びや運動をする機会が少なくなっていると考えられます。そのため、こどもたちが学校や地域におけるスポーツ活動を通じて、積極的にスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。

少年少女スポーツ団体や中学校の部活動においては、少子化等でクラブの種目数が減ることにより、こどもの選択肢が減るなどの課題があります。これに対応するため、中学校の部活動をスポーツ団体など地域に委ねる「地域移行」に対応していかなければなりません。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆幼児の運動あそび、親子あそび(レクリエーション)の提供、情報発信
- ◆楽しく運動あそびできる環境整備(遊具の設置など)
- ◆園、地域、学校との連携
- ◆中学校の部活動の地域移行

(2) こどもがスポーツを好きになる機会の創出

こどもが運動・スポーツをはじめるきっかけや運動が好きになる機会を創出するため、年齢・性別、体力や技能の程度、障がいのあるなしにかかわらず、全てのこどもがスポーツの魅力に触れる機会をつくります。

また、スポーツを「する」だけでなく、スポーツを「みる」「ささえる」ことを通して、スポーツの楽しさや喜びを体感し、スポーツや運動をするきっかけづくりを行います。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆スポーツイベントやスポーツ体験等の継続的開催
- ◆プロスポーツの試合など「みる」機会の提供
- ◆こどものスポーツ団体活動支援事業の継続
- ◆少年少女スポーツ団体連絡協議会との情報交換・施策検討

(3) 学校の体育に関する活動の充実

※学校教育の体育に関する活動の充実については、「丹波市教育振興基本計画」に基づき進めます。

■施策に基づく数値目標

施策1	こどもをはぐくむスポーツのまち	実績 (R6)	数値目標 (R16)
目 標	スポーツ・運動が好きなこどもを増やす	78.7%	85.0%



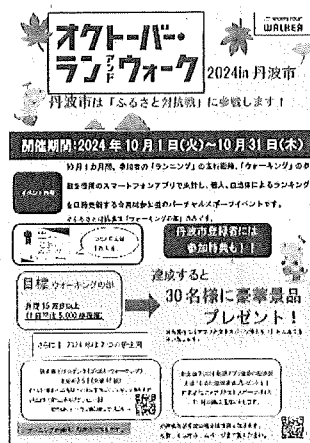
基本施策2 ユニバーサルスポーツを楽しめるまち

(1) 高齢者、ファミリースポーツの推進

高齢者スポーツにおいては、保健・医療・福祉機関と連携して、健康・体力づくりのために、生活習慣の見直しを図るほか、「囲碁ボールやグラウンドゴルフ、百歳体操」など高齢者が気軽に楽しむことのできるスポーツの推進に取り組みます。

ファミリースポーツについては、働く世代や子育て世代に向けては、企業へのスポーツ推進委員派遣事業などの情報提供、育児や家事の合間にテレビを見ながらできる「ながら」運動、スポーツする習慣づくり、だれもが気軽に参加できる魅力あるイベントや親子で楽しめるスポーツイベントを推進し、(一社)スポーツ協会との連携を図り、市民への体験・学習の機会を創出します。

また、スポーツを「みる」環境を整え、自宅にいてもスポーツが楽しめる機会を提供します。



「丹波市スポーツの日」

【今後の具体的施策の展開】

- ◆高齢者が気軽に楽しむことができるスポーツの推進（百歳体操など）
- ◆市民が気軽に参加できる魅力あるイベントの推進
- ◆ひょうご de スポーツ推進月間*、10月の最終日曜日の「丹波市スポーツの日」を活かした取組の継続
- ◆「ラジオ体操講習会」の実施
- ◆「新体力測定」「ニュースポーツ体験会」「講習会派遣指導」等の継続的開催
- ◆(一社)スポーツ協会活動支援、市民スポーツ大会の開催支援
- ◆企業との連携によるスポーツ・運動の普及
- ◆職場での移動、休憩時間を利用した運動を提供（情報発信）
- ◆親子で参加できるスポーツイベントや親子教室の実施
- ◆「みる」スポーツ環境の整備
(インターネットからの視聴、パブリックビューイング*など)
- ◆インターネット配信やオンライン講座等のデジタル技術を活用し、自宅でも運動・スポーツができる事業の検討

(2) 障がいのある人のスポーツへの機会の拡大

障がいのある人のスポーツの推進においては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツを普及し、団体の育成と活動支援をし、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を整えます。



ふれあいスポーツの集い

身体障がいのみならず、知的障がいや精神障がいなど、障がいの種類にかかわらずスポーツに参加できる機会の拡大、スポーツイベントや大会における種目の拡大を図ります。

「ふれあいスポーツの集い」については、パラスポーツ等ユニバーサルスポーツの体験を通じて障がいのある人もない人も、年齢の差異にかかわらずだれもが参加し楽しむことができる社会の実現をめざして毎年開催しています。

その他にも、パラスポーツ・ニュースポーツの体験を通じて、多様な人が交流を深めることができるイベントを開催します。

また、パラスポーツ指導者*及びスポーツ推進委員が中心となり、障がいのある人もない人もともに活動し、楽しめるスポーツの推進への機運を高め、ユニバーサルスポーツが地域に浸透するよう推進します。

その他、一人ひとりの特性を理解し、適切な指導を行う「パラスポーツ指導者」の育成支援を行い、幼児から高齢者まで、スポーツの日常化が図れる指導を推進していきます。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆ふれあいスポーツの集いの開催、広報活動の強化
- ◆パラスポーツ指導者の活動の場を増やす

(3) 新しいスポーツの普及推進

これまで開催してきたこどもから高齢者まで誰でもできるニュースポーツの教室や交流大会等を引き続き実施します。今後は、囲碁ボールやモルックなどだれもが楽しめるニュースポーツや、ボッチャなどのパラスポーツ*に加えて、若者中心に広まりつつあるeスポーツ*、アーバンスポーツ*などの新しいスポーツを多くの市民に認識してもらうことも必要です。そのため、(一社)スポーツ協会やスポーツ団体との連携のもと、新しいスポーツを推進し、市民のスポーツ参画機会の充実を図ります。

eスポーツについては、国・県の動向を踏まえながら普及の検討を行います。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆スポーツ推進委員会の主催によるニュースポーツ教室の開催
- ◆eスポーツ、アーバンスポーツなどの普及検討

■施策に基づく数値目標

施策2	ユニバーサルスポーツを楽しめるまち	実績 (R6)	数値目標 (R16)
目 標	成人における週1回以上のスポーツ実施率	51.5%	65.0%
	「丹波市スポーツの日」の認知度	9.0%	20.0%



基本施策3 スポーツでささえあうまち

(1) スポーツをささえる人材の育成

各地域において、スポーツ指導者の役割や地域におけるスポーツ推進などに必要な総合的な資質を身につけたリーダー的な存在の育成や発掘を行い、また、ボランティア活動への参加促進などを図ります。

だれもが安全安心にスポーツ活動ができるよう試合や練習時における緊急時の対応強化を図ることを目的に、各種目の専門的な指導者の育成・活用を進めます。

特に、スポーツ推進委員は、地域スポーツのコーディネーターの役割を担っており、パラスポーツ指導者と連携・協力しながら、各地域が実施する事業の指導・助言を行い、ニュースポーツの普及を進めるなど、多様なプログラムの指導を行えるよう、資質の向上に努めます。

また、部活動の地域移行等の社会情勢を見据えつつ、こどもの心身の発育・発達段階に応じた良識ある指導を行うなど、(一社)スポーツ協会と連携し、適切な指導を行うことができる有資格指導者の育成、資格取得の促進・助成を図ります。

さらに、地域スポーツに関わる団体と連携し、地域のニーズや課題に応じて、地域スポーツの担い手としての人材育成の充実に取り組んでいきます。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆丹波市スポーツ指導者育成支援制度の活用
- ◆(一社)スポーツ協会によるスポーツ指導者資格取得補助事業の継続実施
- ◆パラスポーツ指導者資格取得補助事業の継続実施
- ◆研修会・講習会等
 - スポーツ推進委員研修会、(一社)スポーツ協会研修会(指導者研修・救命講習会等)の実施
- ◆指導者、ボランティアの表彰制度
- ◆スポーツボランティアに関する情報発信と機会の提供

(2) 地域スポーツの推進

スポーツを通じた地域コミュニティづくりの中心となる地域スポーツの推進にあたっては、だれもが身近な場所で、いつでもスポーツが気軽に楽しめる環境を整え、スポーツによる地域の活性化に努めます。

地域スポーツの担い手であるスポーツクラブ 21 などの団体とスポーツ推進委員やパラスポーツ指導者が連携して地域間の交流を行い、地域スポーツの推進を図ります。

あわせて、地域スポーツの振興や地域住民の健康増進等を図るため、各地域の体育振興会等の体育事業への助成を継続して行います。

(一社) スポーツ協会主催の全市的行事である市民スポーツ大会を開催し、市民へのスポーツ機会の提供と取組を継続してスポーツ人口の拡大、地域スポーツの発展に努めます。

今後も市民スポーツ大会の意義や目的を発信する場である開始式を継続して行い、市民スポーツ大会についても普及啓発を図っていきます。

また、少子化による学校のクラブ数、チーム数の減少などの課題があり、こどもたちがやりたいスポーツができるようにするため、部活動が地域で展開し、根付くことを目指します。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆スポーツイベントの開催
- ◆市民スポーツ大会開始式の実施継続
- ◆市民スポーツ大会開催に係る費用助成
- ◆研修会の実施
- ◆各地域への体育事業等への補助（地域スポーツ振興補助金）
- ◆中学校の部活動の地域移行の対応

(3) スポーツツーリズム等の推進

スポーツに関する新たな市の魅力をつくり出すため、女子高校野球の聖地として認知されている状況を活用しながら、観光の活性化を図るスポーツツーリズム*を推進していきます。

市外向けだけではなく、「丹波市さくらウォーキング」などの市民も一緒に楽しむことができるような本市の自然や文化を生かしたスポーツ



全国高等学校女子硬式野球選手権大会

イベントや大会などを実施し、参加者同士の交流・仲間づくりや地域の活性化を図ります。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆既存スポーツイベントや全国高等学校女子硬式野球選手権大会を活用したスポーツツーリズムの推進
- ◆市民による提案・実施の事業など、新しい取組の創出支援
(活躍市民によるまちづくり事業応援補助金の活用)

(4) スポーツに関わる情報提供

市民が求めるスポーツ情報の充実を図るため、情報ネットワーク化を図り、市民活動やイベントなどに気軽に参加できるように促します。

また、いつでも、どこでも、だれもが容易に情報が入手できるような取組を進めます。



丹波市さくらウォーキング

【今後の具体的施策の展開】

- ◆(一社)スポーツ協会を軸とした情報のネットワーク化
- ◆いつでも、どこでも、だれもが情報が入手できる取組
(ホームページの充実、情報誌の発行など)

■施策に基づく数値目標

施策3	スポーツでささえあうまち	実績 (R6)	数値目標 (R16)
目 標	ボランティア(スタッフ)として イベントに参加	8.8%	10.0%



基本施策4 スポーツに挑戦するまち

(1) 競技スポーツの推進

少子化が進行する現状はありますが、子どもがやりたい種目を選択可能にしなければなりません。部活動の地域移行の状況も踏まえ、(一社)スポーツ協会と連携し、青少年健全育成の視点は欠かさず、競技力の向上に取り組みます。

また、勝敗だけにこだわりすぎるのではなく、子どもたちの自己実現欲求についてもバランスよく目を配り、サポートする指導者の養成できる体制を整えます。

競技スポーツへの取組は、市民のスポーツ活動への関心を喚起し、新たな種目を始めてみようという動機にもつながることから、青少年を中心に参加や普及を促す事業を展開します。

その他、競技スポーツを、子どもから大人までが一緒にスポーツを楽しむことができる機会の一つとしても捉え、そのような目的でのスポーツの機会を引き続き提供していくとともに、競技スポーツ、生涯スポーツの普及のため、引き続きスポーツ教室等を工夫しながら実施していきます。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆指導者の資質の向上を目的とした研修制度の拡充
- ◆競技スポーツ等の体験教室の開催
- ◆競技団体への活動助成
- ◆「ちーたん駅伝」の継続開催

(2) 次世代アスリートの育成

(一社)スポーツ協会をはじめとする各種スポーツ団体や企業と連携・協力しながら、ジュニア競技に取り組む児童や指導者・保護者を対象に、トップアスリートを招へいしての研修会・講習会を積極的に誘致します。

また、トップアスリートの招へいは、本物に触れる機会でもあり、市民のスポーツへの興味・関心を高めるだけでなく、実際に活動している選手たちの気づきにもつながります。こうした機会を確保し、次世代アスリートの育成に努めます。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆トップアスリートを招へいする機会の積極的な活用
- ◆スポーツイベントの誘致、開催

(3) スポーツ施設の活用促進

地域スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設については、老朽化が目立ちはじめるなか、市民がいつでも安全安心に利用できるよう、丹波市公共施設等総合管理計画及び丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】に基づく施設の統合・廃止・譲渡など適切な整理統合や、民間のノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上を目的に指定管理者制度の導入を進めるなど、施設の魅力を最大限に引き出します。

また、バリアフリー社会を目指して、だれもが利用しやすい施設としての環境を整えていきます。

【今後の具体的施策の展開】

- ◆スポーツ施設・学校体育施設の利用調整の実施
- ◆民間活力による市民スポーツ活性化のためのスポーツ施設の運営

■施策に基づく数値目標

施策4	スポーツに挑戦するまち	実績 (R 6)	数値目標 (R16)
目 標	スポーツ体験教室等の開催数 (指導者研修、アスリート招へいなど)	—	4回/年

丹波市におけるスポーツ推進のイメージ

スポーツを楽しむ子どもを地域みんなではぐくもう!!		
	主な施策の内容	該当する施策項目
関心を高める	・「遊び」の推進 ・「する」「みる」スポーツ機会の提供 ・いつでも、どこでも、だれもがスポーツできる環境づくり	1 (1) こどものスポーツの推進 1 (2) こどもがスポーツを好きになる機会の創出 1 (3) 学校の体育に関する活動の充実
自分に合うスポーツを見つける	・年齢別、ライフスタイル別のスポーツ活動の推進 ・既存イベント等のあり方の見直し	2 (1) 高齢者、ファミリースポーツの推進 2 (2) 障がいのある人のスポーツへの機会の拡大
* スポーツや運動をするきっかけづくりを行います * 成人における週1回以上のスポーツ実施率が65%となることを目指します		

＜基本理念＞
はぐくむ・つながる・ささえあう まちづくり
～Sport in Life 丹波をめざして～

スポーツを通じて自分らしく暮らし、ささえあう社会をつくらう!!	
	該当する施策項目
ささえあえる人が育つ	・指導者、リーダーボランティアの育成 ・指導者資格取得補助事業支援 ・スポーツボランティアの養成 ・表彰制度の創設 ・民間活力によるスポーツ施設の運営
まちの活性化につなげる	・地域づくり、観光振興施策との連携（スポーツツーリズムの推進） ・市民が提案して実施する事業など、新しい取組の創出支援（活躍市民によるまちづくり事業応援補助金の活用）
* スポーツリーダー・指導者・ボランティアの育成を支援します * スポーツイベントを通してまちの活性化を図ります	

スポーツを通じて心身の健康づくりや人と人とのつながりを感じる社会の実現をめざそう!!	
	該当する施策項目
地域スポーツを通じたまちづくり	・事業、団体の自主運営支援 ・地域施設自治会広場、学校開放の活用による地域スポーツの活性化 ・地域に根ざした活動行う団体（体育振興会）との連携・支援
人・団体がつながる	・スポーツをする人、みる人、団体、施設等のネットワーク化 ・市民と民間団体への支援や指導・助言
* 各種スポーツ団体・地域・学校などと連携を取り新しい地域スポーツ社会を実現します * 各種スポーツ関係団体の自立運営を支援します	

丹波市の課題と施策

丹波市スポーツ推進計画
基本理念 スポーツを通じた人づくり まちづくり ～いつでも・だれでも・いつまでも生き生き丹波をめざして～
基本施策1：子どものスポーツ推進 ①幼児期からの子どものスポーツへの機会の拡大と体力向上方策の推進 ②学校の体育に関する活動の充実 ③子どものスポーツ指導者の育成支援
基本施策2：地域におけるスポーツ推進 ④ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ⑤スポーツ組織の育成、活動の発展 ⑥地域のスポーツリーダー・指導者の育成 ⑦スポーツ施設の活用促進
基本施策3：ユニバーサルスポーツの推進 ⑧障がいのある人のスポーツへの機会の拡大 ⑨ユニバーサルスポーツへの理解向上
基本施策4：スポーツに関わる連携・協働・交流等の推進 ⑩競技スポーツの推進 ⑪地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の推進 ⑫スポーツツーリズム等の交流の推進 ⑬スポーツに関わる情報提供

丹波市の課題
●前計画、市民意識調査からの課題 ・継続すること、 ○新たにすること
●幼児期から生活の中で楽しく体を動かすことができる環境づくりが必要です。 ・少年少女スポーツ団体への活動支援 ○こどもたちへ「する」「みる」スポーツ機会の提供 ○こどもの発育・発達段階に合わせたスポーツの指導 ・指導者への研修会の実施
●ライフステージに応じたスポーツ機会の提供や障がい者スポーツに関する情報提供が必要です。 ○幼児（親子）、成人、高齢者へのスポーツ機会の提供 ・だれもが簡単に取り組めるスポーツの提供 ・障がいの有無、年齢等に関係なくだれもが楽しめるスポーツイベントの企画 ・障がい者スポーツへの理解、普及促進 ・障がい者スポーツ指導者資格取得補助
●スポーツをささえるひと、ボランティアを育成し、地域コミュニティの活性化やまちづくりにつなげる取組が必要です。 ・指導者の確保、育成 ○ボランティアの育成 ○地域スポーツの地域間の格差解消 ・スポーツツーリズムの促進 ・スポーツに関する情報提供
●ジュニア選手の発掘、育成、競技力を向上させる環境整備が必要です。 ・競技スポーツ団体への活動支援 ・さまざまな競技スポーツ体験教室の実施 ・トップアスリートや企業から講師を招へいし、講習会、研修会を実施 ○プロのスポーツに触れる機会の提供 ・スポーツ施設の有効活用、整備

第2次丹波市スポーツ推進計画

基本理念

はぐくむ・つながる・ささえあう まちづくり
～ Sport in Life 丹波をめざして ～

基本施策1：こどもをはぐくむスポーツのまち

- (1) こどものスポーツの推進
- (2) こどもがスポーツを好きになる機会の創出
- (3) 学校の体育に関する活動の充実

基本施策2：ユニバーサルスポーツを楽しめるまち

- (1) 高齢者、ファミリースポーツの推進
- (2) 障がいのある人のスポーツへの機会の拡大
- (3) 新しいスポーツの普及促進

基本施策3：スポーツでささえあうまち

- (1) スポーツをささえる人材の育成
- (2) 地域スポーツの推進
- (3) スポーツツーリズム等の推進
- (4) スポーツに関わる情報提供

基本施策4：スポーツに挑戦するまち

- (1) 競技スポーツの推進
- (2) 次世代アスリートの育成
- (3) スポーツ施設の活用促進

第2期兵庫県スポーツ推進計画

基本理念

「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざす。

政策目標1：子ども・ユーススポーツの推進

- 1 運動・スポーツが好きになる機会の創出
- 2 発育・発達段階に対応したスポーツ環境の整備
- 3 ファミリースポーツ等の機会の充実

政策目標2：生涯スポーツの推進

- 4 誰もが気軽に参画できるスポーツ機会の充実
- 5 総合型地域スポーツクラブの質的充実
- 6 行政、スポーツ団体、大学、民間事業者の連携強化

政策目標3：競技スポーツの推進

- 7 次世代アスリートの発掘・育成
- 8 アスリートの育成と強化環境の整備
- 9 トップアスリートが活躍できる場の支援

政策目標4：障害者スポーツの推進

- 10 障害者スポーツの裾野拡大
- 11 障害者スポーツの競技力向上
- 12 障害者スポーツへの理解促進

第5章 計画の推進方策

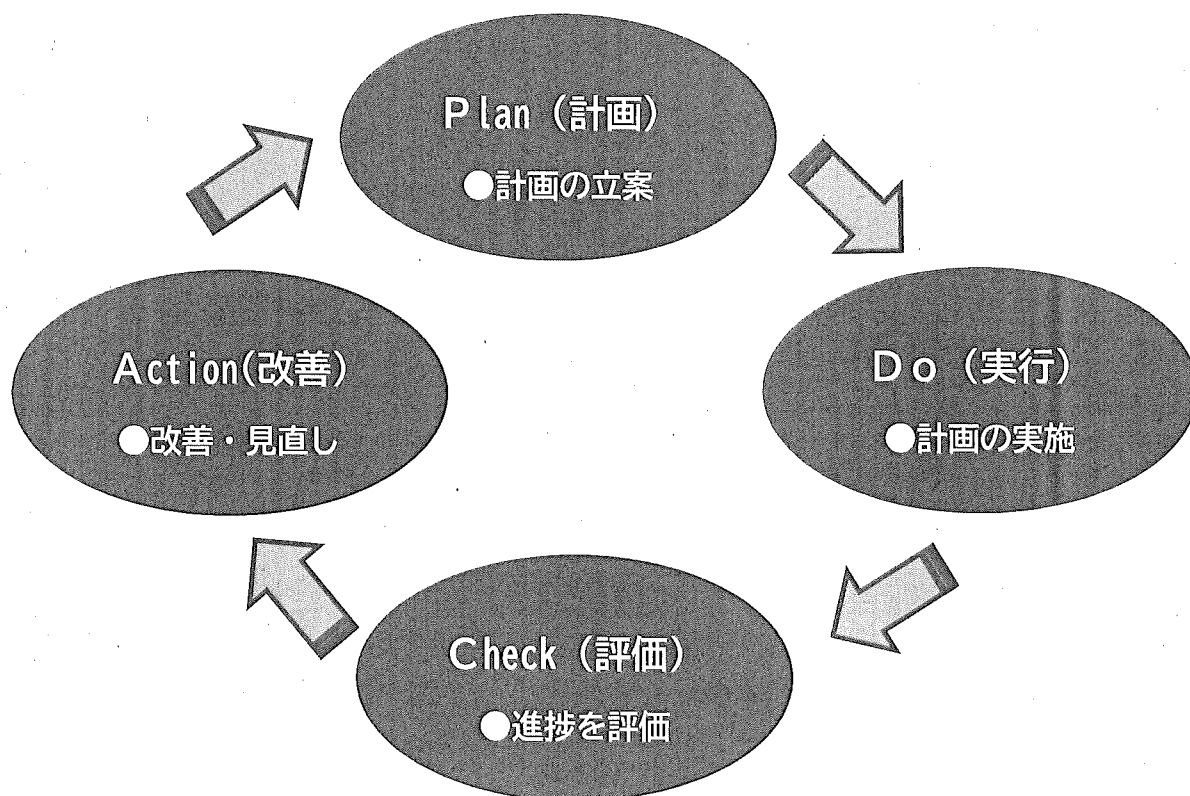
1. 推進体制と進行管理

本計画を効果的かつ計画的に推進していくため、行政をはじめ、市民、地域やスポーツ関係団体、学校などが連携し、協働して実践していく必要があります。

行政と各スポーツ関係団体が連携し、市民一人ひとりがライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツを行うことができるよう地域スポーツ社会の形成を推進していきます。

計画は担当課を中心に、関係部署との情報共有などの連携を図りながら進捗管理を行うとともに、毎年度、丹波市スポーツ推進審議会においては、取組の進捗状況などについて検証を行います。

また、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、本計画で掲げた各施策については、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、毎年、進捗・取組の実施状況について点検や評価を行い、取組内容の見直しや改善につなげながら、効果的な計画となるように努めていきます。



参考資料

1. 丹波市スポーツ推進計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和6（2024）年 1月25日（木）	令和5年度 第1回審議会	・ 諮問 ・ スポーツ推進基本計画の検証 ・ アンケート調査について等
2月21日（水）	令和5年度 第2回審議会	・ アンケート調査について ・ 生涯学習振興補助金等、スポーツの日の取組等
3月～4月5日	アンケート調査	・ 本市在住の20歳以上の男女2,000名 （無作為抽出） ・ 回答数811名、回収率40.6%
5月1日（水）	令和6年度 第1回審議会	・ アンケート進捗状況 ・ 委員研修（グループワーク）
7月18日（木）	検討幹事会（庁内）	・ アンケート結果について ・ 骨子案について
8月26日（月）	令和6年度 第2回審議会	・ アンケート結果について ・ 骨子案について
9月17日（火）～ 9月30日（月）	小中学生への アンケート調査	・ 本市内小学校5年生516人と中学2年生555人を対象に実施 ・ 回答数910名、回答率85%
9月24日（火）	令和6年度 第3回審議会	・ 骨子案について ・ 素案について
10月31日（木）	令和6年度 第4回審議会	・ 素案について
11月19日（火）	令和6年度 第5回審議会	・ 素案について
11月29日（金）	検討幹事会（庁内）	・ 素案について
12月10日（火）	令和6年度 第6回審議会	・ 原案について、パブリックコメントについて ・ 生涯学習振興補助金について
12月20日（金）～ 令和7（2025）年 1月20日（月）	パブリック コメントの実施	・ 市民意見（パブリックコメント）の募集
2月4日（火）	令和6年度 第7回審議会	・ パブリックコメントの回答について ・ スポーツ推進計画答申について
2月	答申	・ スポーツ推進計画について

2. 丹波市スポーツ推進審議会条例

○丹波市スポーツ推進審議会条例

平成16年11月1日

条例第93号

改正 平成23年2月9日条例第3号

平成23年9月29日条例第43号

平成25年12月24日条例第48号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、丹波市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツに関する事項について市長の諮問に応じて、調査審議し、答申するものとする。

- (1) 施設及び設備の整備に関すること。
- (2) 指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) 事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) 関係団体の育成に関すること。
- (5) 技術水準の向上及び事故の防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

2 審議会は、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内スポーツ関係団体の代表
- (3) 市内小・中学校教職員の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成17年度末までとする。

附 則 (平成23年2月9日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(丹波市立文化ホール条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、附則第2項から前項までの規定による改正前の丹波市立文化ホール条例、丹波市スポーツ振興審議会条例、丹波市立体育施設条例、丹波市立九の尾ふれあい広場条例及び丹波市立谷川パターゴルフ場条例（以下これらの条例を「改正前の条例」という。）の規定により、教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの並びに改正前の条例の規定により教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ附則第2項から前項までの規定による改正後の丹波市立文化ホール条例、丹波市スポーツ振興審議会条例、丹波市立スポーツ施設条例、丹波市立九の尾ふれあい広場条例及び丹波市立谷川パターゴルフ場条例（以下これらの条例を「改正後の条例」という。）の相当規定により市長が行った処分その他の行為並びに改正後の条例の相当規定により市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年9月29日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(丹波市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の丹波市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている丹波市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、第1条の規定による改正後の丹波市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された丹波市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則 (平成25年12月24日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の丹波市スポーツ推進審議会条例第3条第2項第1号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

3. 丹波市スポーツ推進審議会委員名簿

○丹波市スポーツ推進審議会委員名簿 任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

No.	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	余田 啓子	公募による市民	
2	石塚 和彦	公募による市民	※令和7年3月31日まで
3	山内 佳子	(一社) 丹波市スポーツ協会	
4	足立 和広	(一社) 丹波市スポーツ協会	
5	竹内 新二	(一社) 丹波市スポーツ協会 (スポーツクラブ 21 連絡協議会)	
6	亀井 昌一	(一社) 丹波市スポーツ協会 (ひょうごパラスポーツ指導者協議会丹波 地域委員会)	
7	高橋 典子	(一社) 丹波市スポーツ協会 (スポーツ推進委員会)	
8	大下 亨	市内の地域を中心に活動するスポーツ団体 (市島体育振興会)	
9	山中 直喜	丹波市社会福祉協議会	
10	高見 康彦	丹波市観光協会	
11	辻本 明美	丹波市保育協会	
12	大槻 隆浩	中学校校長会	
13	足立 圭造	小学校校長会	
14	山田 瑤奈	養護教員	

○指導・助言

役 職	氏 名	分 野
兵庫教育大学大学院教授	森田 啓之	生活・健康・情報系教育コース

4. 諮 問

○諮問書

諮問第9号

丹波市スポーツ推進審議会

第2次丹波市スポーツ推進計画について（諮問）

丹波市では、平成27年度に策定した丹波市スポーツ推進計画に基づき、「スポーツを通じた人づくり まちづくり ～いつでも・だれでも・いつまでも生き生き丹波をめざし～」を基本理念とし、スポーツ活動に係る取組を推進しています。

本計画が令和6年度をもって満了するに当たり、これまでの取組の進捗状況や検証結果を基に、市民一人ひとりの豊かなスポーツライフの実現に向けた更なる取組を推進するため、第2次丹波市スポーツ推進計画を策定することについて、丹波市スポーツ推進審議会条例（平成16年丹波市条例第93号）第2条の規定により諮問します。

令和6年1月25日

丹波市長 林 時彦



5. 答 申

○答申書

【用語集】

あ行	
アーバンスポーツ	「都市」を舞台に繰り広げられるスポーツのこと。スケートボード、自転車BMXフリースタイルなど。 「アーバン (urban)」 = 「都市の」「都会の」
e スポーツ	エレクトロニック・スポーツの略。 コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
ウェルビーイング	ウェルビーイング (Well-being) は、「良い (Well)」と「状態 (Being)」からできた言葉。身体的・精神的に健康な状態で、社会的・経済的に良好で満たされている状態。
A I	人工知能 (Artificial Intelligence) の略称。コンピューターの性能が大きく向上し、機械学習をはじめとしたA I 技術により、翻訳、自動運転、医療画像診断、囲碁といった知的活動にA I が大きな役割を果たしつつある。
さ行	
スポーツツーリズム	スポーツ資源とツーリズム (観光旅行) を融合する取り組みをいい、既存のスポーツ資源のほかにも地域資源がスポーツの力で観光資源となる可能性も秘めている。
た行	
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革すること。
な行	
ニュースポーツ	20 世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、年齢や体力に関わらず、誰もが楽しめるスポーツ。 囲碁ボール、モルックなど。
は行	
バーチャル高校野球	株式会社朝日新聞社と朝日放送テレビ株式会社 (現朝日放送グループホールディングス) が共同で運営する高校野球の総合情報サイト。(無料)

パブリックビューイング	スタジアムや公園、広場の特設会場などに設置された大型スクリーンで、別の会場で行われているスポーツの試合を観戦すること。また、それを目的としたイベント。
パラスポーツ	Para は「並行する」の意で、「もう一つのスポーツ」を表す。身体機能や知的発育などに障害がある人が行うスポーツ。広く障がい者スポーツを表す言葉。車イスバスケットボール、トライアスロンなど。
パラスポーツ指導者	ひょうごパラスポーツ指導者協議会丹波地域委員
ひょうご de スポーツ推進月間	県民一人ひとりが、健康でいきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けて、「スポーツの秋」と言われる 10～11 月を「ひょうご de スポーツ推進月間」と位置づけ、運動を始めるきっかけづくりや気軽にスポーツに参加できる環境づくりを進める。
VR	「Virtual Reality」の略。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み。
や行	
ユニバーサルスポーツ	「ユニバーサル」は「汎用・万人向け」という意味で、ユニバーサルスポーツは年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツを指す。
わ行	
ワークライフバランス	仕事と生活を調和させること。「仕事と私生活の両方を充実させることで、相互に良い効果を生み出す」という考え。

第2次丹波市スポーツ推進計画

令和7（2025）年〇月

編集・発行：丹波市